（公財）日本関税協会大阪支部

関税評価について

大阪税関 業務部 関税評価部門

2022年３月

本日のスケジュール

１．関税評価の概要

２．課税価格の決定方法

３．評価申告手続き

４．事例紹介

＜おことわり＞

このスライドでは、極力わかりやすい表現にしているため、実際の条文の文体とは異なる場合がございます。

１．関税評価の概要

関税評価とは

【関税定率法第４条～第４条の９】

課税標準
（課税価格）

× 関税率　＝　関税額

法律の規定に従って決定する

関税評価関係法令

国際ルールです

・WTO関税評価協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第７条の実施に関する協定

・関税定率法　【第４条～第４条の９】

・関税定率法施行令

・関税定率法 基本通達

・個別通達

日本国内ルール

※国際ルールに準拠しています。

２．課税価格の決定方法

原則的な方法によらない課税価格の決定方法

適用順序

第4条第1項	取引価格による方法
第4条の2	同種貨物による方法
第4条の2	類似貨物による方法
第4条の3第1項	国内販売価格に基づく方法
第4条の3第2項	製造原価に基づく方法
第4条の4	特殊な決定方法

～課税価格の決定の原則～

順序選択可

課税価格の決定方法

(1) 原則的な課税価格の決定方法（取引価格による方法）

(2) 原則的な課税価格の決定方法によることができない貨物　（関税定率法基本通達4-1の２）

イ　輸入取引によらない輸入貨物
ロ　特別な事情がある場合
ハ　課税価格への疑義が解明されない貨物
ニ　売手と買手とが特殊関係にあり、当該特殊関係が取引価格に影響を与えている場合

課税価格の決定方法

課税価格の決定方法を図示すると、次のとおりです。

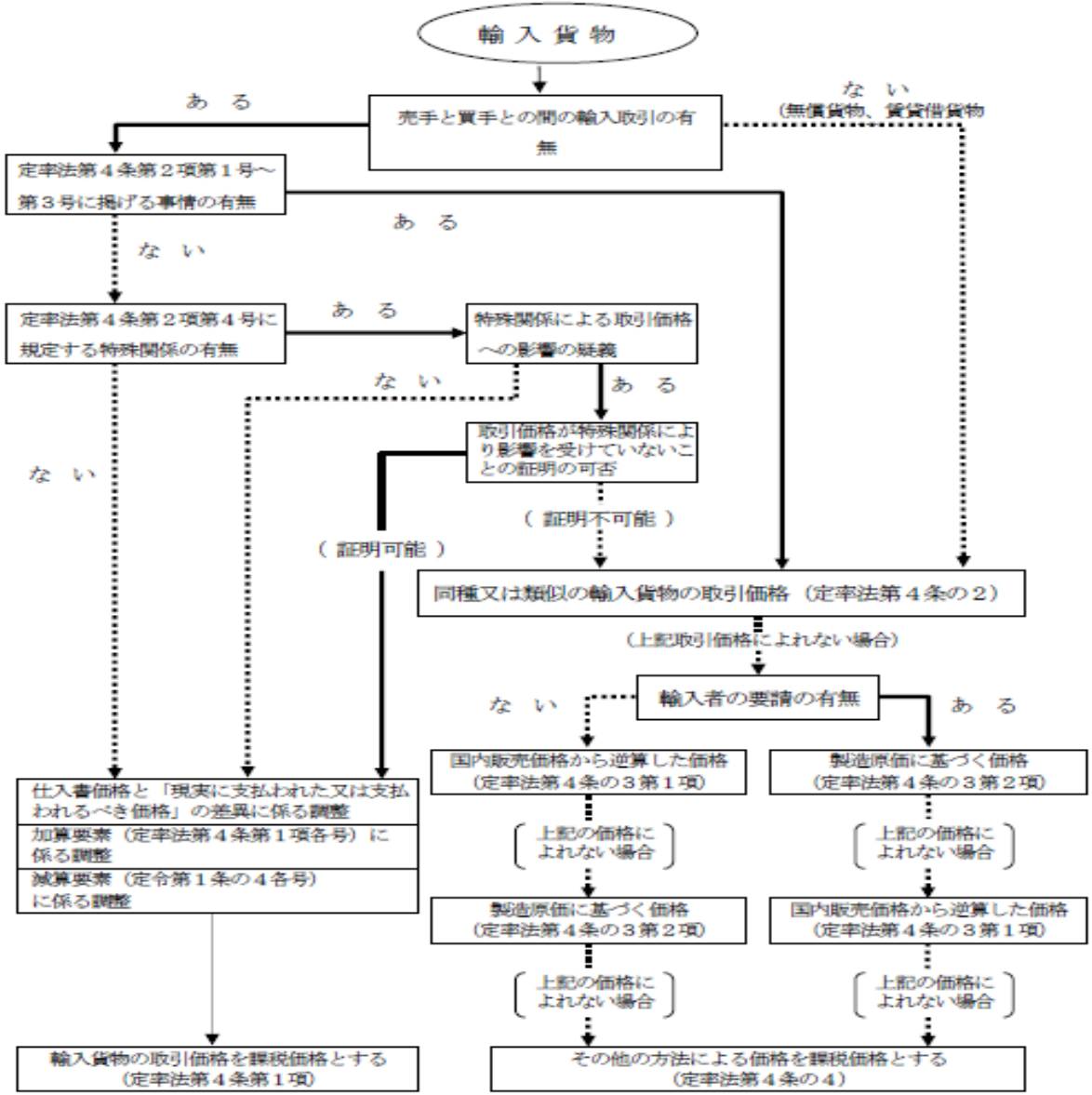

（注）逆委託加工貿易取引に係る輸入貨物については、定率法第４条第３項の規定により、当該取引を同法第４条第１項の輸入取引とみなして評価します。

また、変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第４条の５又は第４条の６の規定により特別な方法で評価します。

※税関HP

関税評価ポータル

6.課税価格の計算方法
関税評価の基礎

に掲載しています。

～課税価格の決定の原則～【関税定率法第4条第1項】

輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）とする。

～課税価格の決定の原則～

【関税定率法第4条第1項】

原則、課税価格は、

① 輸入貨物に係る**輸入取引**がされた場合に、

② **買手**により**売手**に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（**現実支払価格**）に

③ その含まれていない限度において輸入貨物の輸入港までの運賃等（**加算要素**）を加えた価格（**取引価格**）とする。

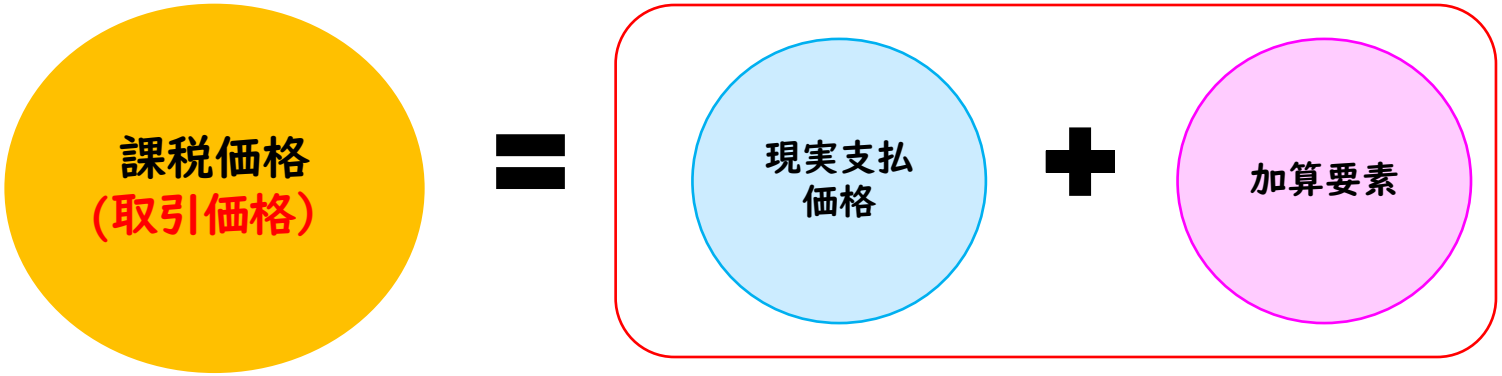

～課税価格の決定の原則～

「**輸入取引**」とは、本邦に拠点を有する者が**買手**として貨物を本邦に到着させることを目的として**売手**との間で行った**売買**であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

【関税定率法基本通達４－１】

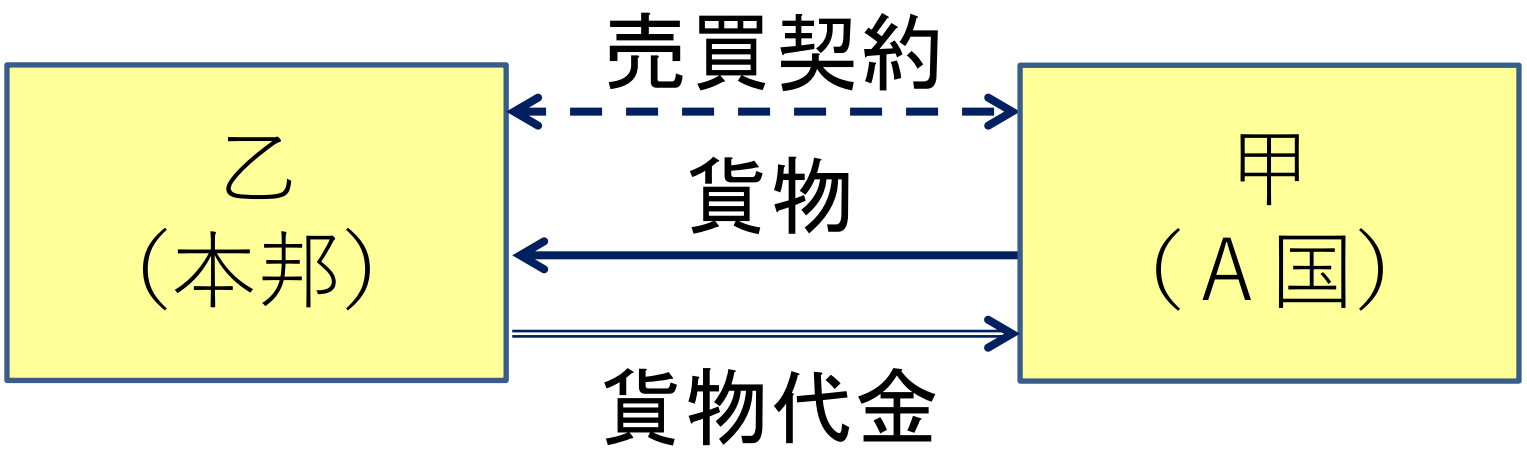

～課税価格の決定の原則～

買手と売手とは？

- 実質的に**自己の計算**と**危険負担**のもとに輸入取引をする者
  - 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める者
  - 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者

- 売手・買手≠輸出者・輸入者　の例
  1. 輸入者→商社、買手→国内エンドユーザー
  2. 輸出者→輸出免許を持つ者、売手→製造者（生産者）

～課税価格の決定の原則～

取引価格に基づく方法

※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

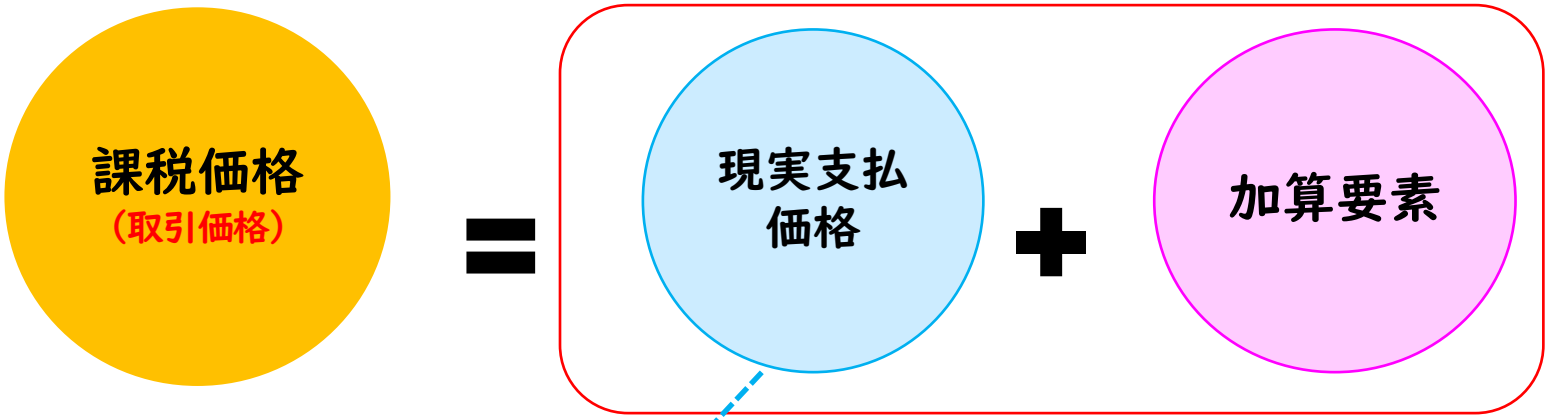

①仕入書価格
（＝現実支払価格（通常））

②仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素（＋）

③控除すべき費用等（－）

【関税定率法基本通達４－２】

現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。

売手が完全生産するシンプルな場合

材料費 20

機械費 20

デザイン費 10

ロイヤルティ 10

運賃・保険料　20

加工賃・経費・利潤 40

合　計　　120

この場合の<u>仕入書価格は１２０</u>

貨物代金も１２０ で
課税価格も１２０

１２０で申告すれば問題なし

現実支払価格＝仕入書価格　のパターン
（通常の場合）

現実支払価格とは？①

輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額

売手と買手が交渉の結果
品質・数量・**価格**等を取り決める。

買手が貨物の入荷と引き換えに支払う金銭

現実支払価格として値引きが認められる例
① 数量値引き（たくさん買うから・・）
② 現金値引き（現金で支払うから・・）

◎よくある誤り　~~相殺値引き~~
⇒取り決めた価格を、既存債務の弁済を理由として、価格を下げる

現実支払価格とは？②

例えば、次のような場合は、
現実支払価格と仕入書価格は一致しないので留意する。

イ．仕入書価格の支払いに加えて、取引の状況その他の事情からみて輸入取引をするために割増金、契約金等が支払われる場合**（別払い）**

ロ．売手の債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物の価格から当該弁済額を控除した残額を仕入書価格とする場合**（弁済）**

ハ．売手が買手に対して債務があり、輸入貨物の価格と当該債務額を相殺した残額を仕入書価格としている場合**（相殺）**

二．輸入取引に**価格調整条項**が付されて、仕入書価格が調整される場合。

（定率法基本通達４－２（３））

別払金がある場合　　◎よくある誤り　前渡金

買　手

売　手

注文時前払金　30
到着時後払金　90

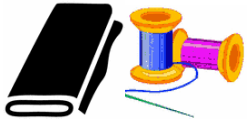

材料費 20

ミシン代 20

デザイン費 10

ロイヤルティ 10

運賃・保険料　20

加工賃・経費・利潤 40

合　計　　120

一般的に仕入書価格は９０

貨物代金合計額は１２０なのに
９０で申告すれば申告漏れ３０！

現実支払価格とは？③

施行令第１条の４各号に規定するその額が明らかである費用等が含まれている場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格から当該費用等の額を控除した価格）

（定率法基本通達４－２（３）ホ）

１）輸入申告時以降に行われる据え付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

２）輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

３）本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課

４）延払い金利

現実支払価格（控除すべき費用等）

UNIT PRICE DDP KYOTO
$80
QUANTITY 10pcs
(TRANSPORT OSAKA-KYOTO) $50
AMOUNT $850

据付・組立費用、
日本国内の運賃、
関税・調整金、
延払金利であり、
その額が明らかならば
控除可能

再掲

～課税価格の決定の原則～

【関税定率法第4条第1項】

原則、課税価格は、

① 輸入貨物に係る**輸入取引**がされた場合に、

② **買手**により**売手**に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（**現実支払価格**）に

③ その含まれていない限度において輸入貨物の輸入港までの運賃等（**加算要素**）を加えた価格（**取引価格**）とする。

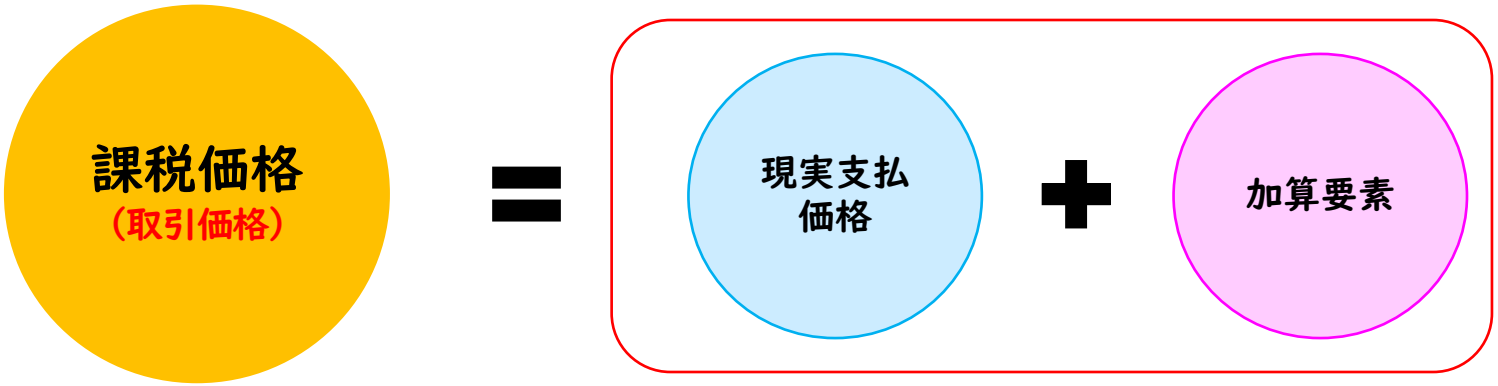

～課税価格の決定の原則～

取引価格に基づく方法

※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

課税価格
（取引価格）

＝

現実支払価格 ＋ **加算要素**

①仕入書価格
（＝現実支払価格（通常））

②仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素（＋）

③控除すべき費用等（－）

①輸入港までの運賃等

②仲介料その他手数料、容器、包装費用

③無償（値引き）提供物品等

④ロイヤルティ、ライセンス料

⑤売手帰属収益

取引価格に基づく方法（加算要素）

関税定率法第４条第１項第１号～第５号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

①輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用

②輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）、容器・包装の費用

③買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用

④輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

⑤買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

【関税定率法第4条第1項各号】

加算要素（定率法第４条１項１～５号）のイメージ

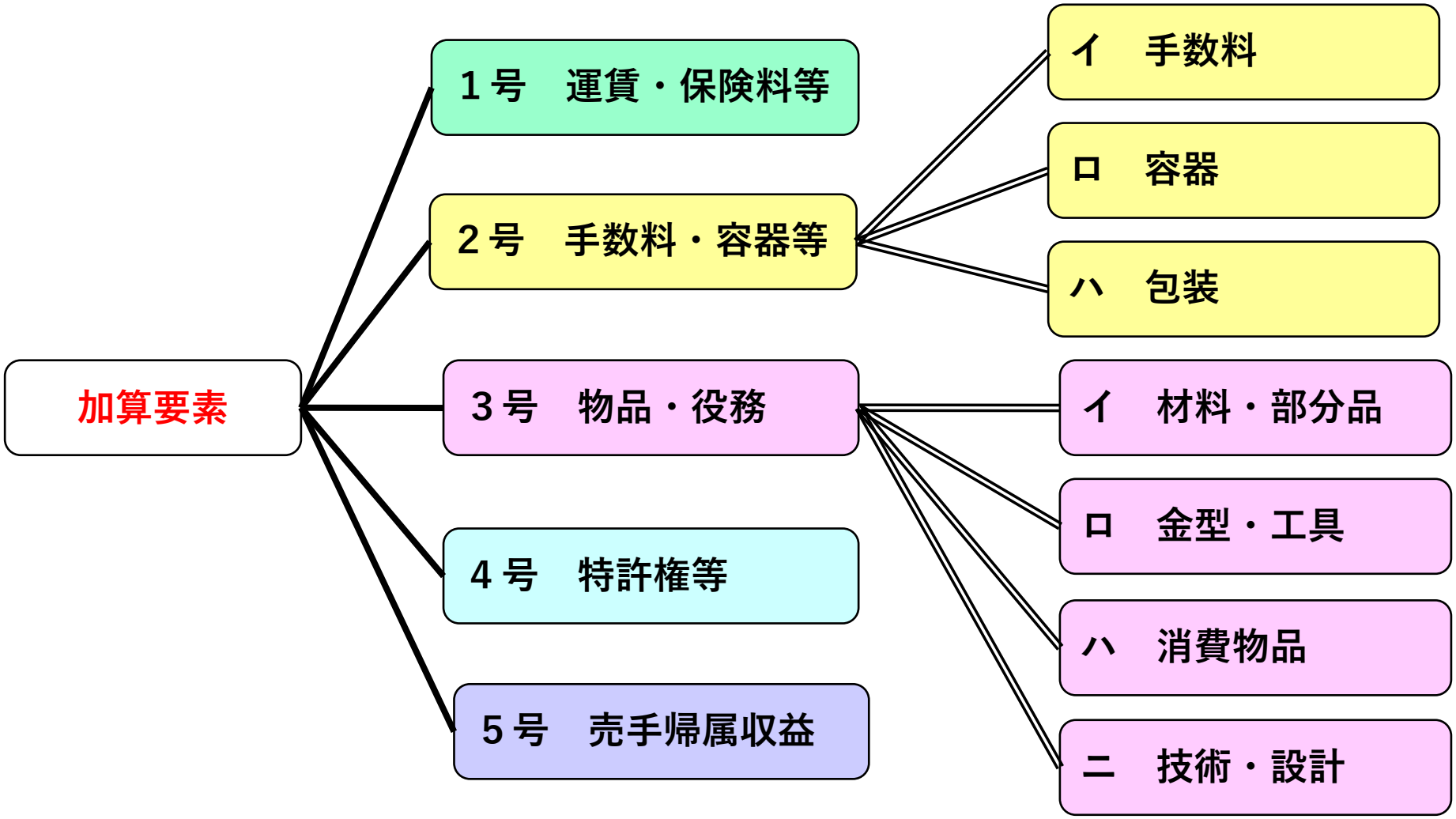

① 輸入港までの運賃、保険料、運送関連費用

輸入港までの運賃等のイメージ

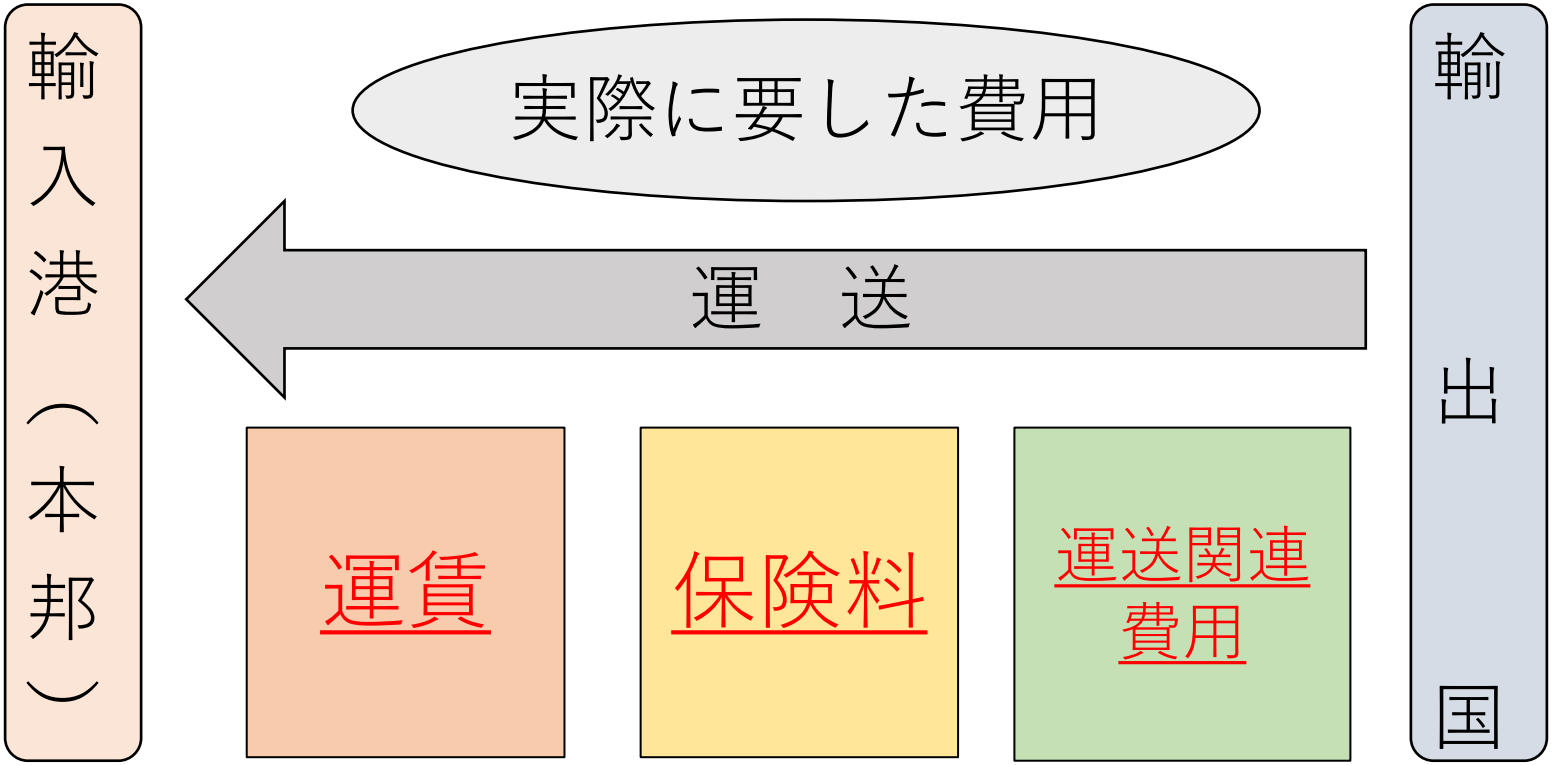

② 仲介者に支払う手数料

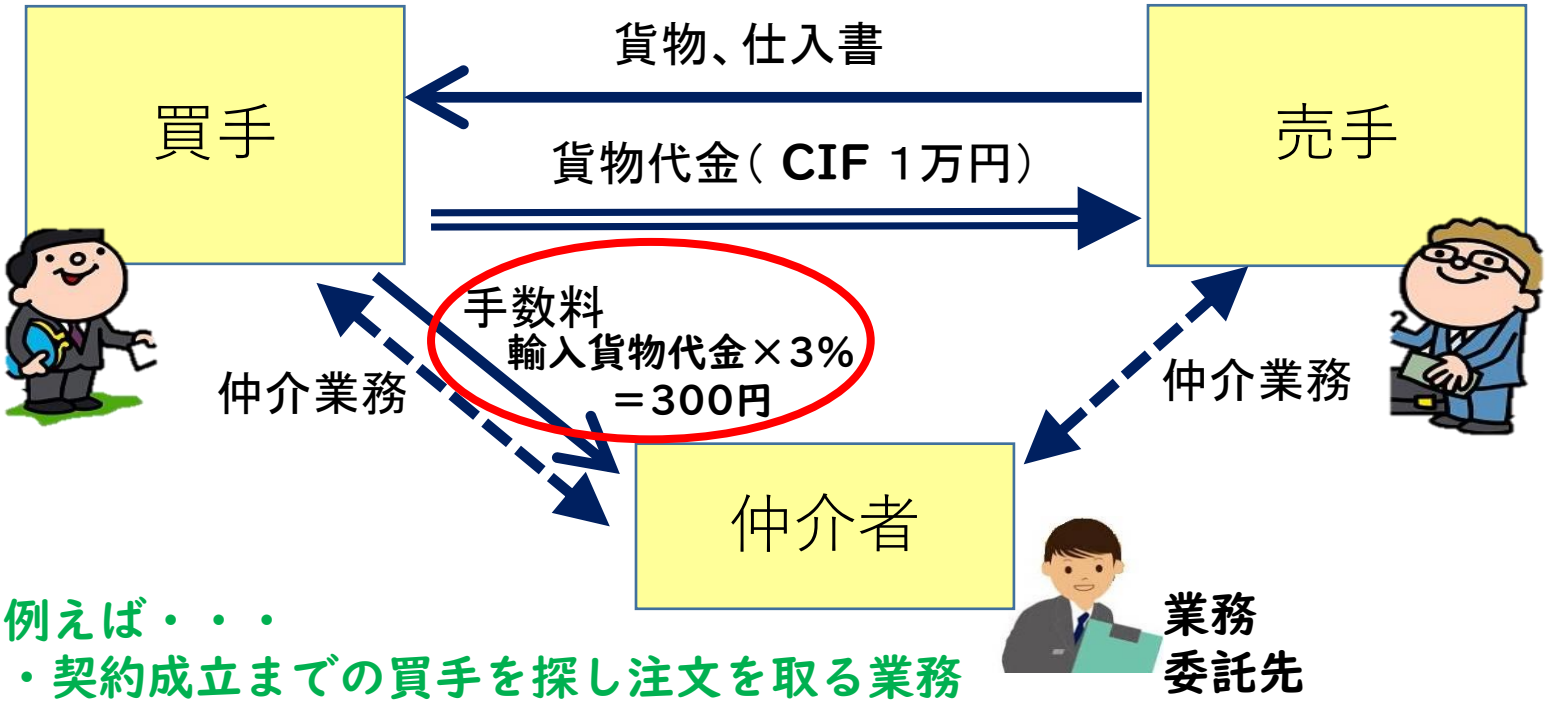

例えば・・・
- 契約成立までの買手を探し注文を取る業務
- 商品の引渡しに関する業務
- クレーム処理に関する交渉を行う業務　　等々

買手が仲介者に支払う仲介手数料
→加算

（買付代理人に支払う手数料）

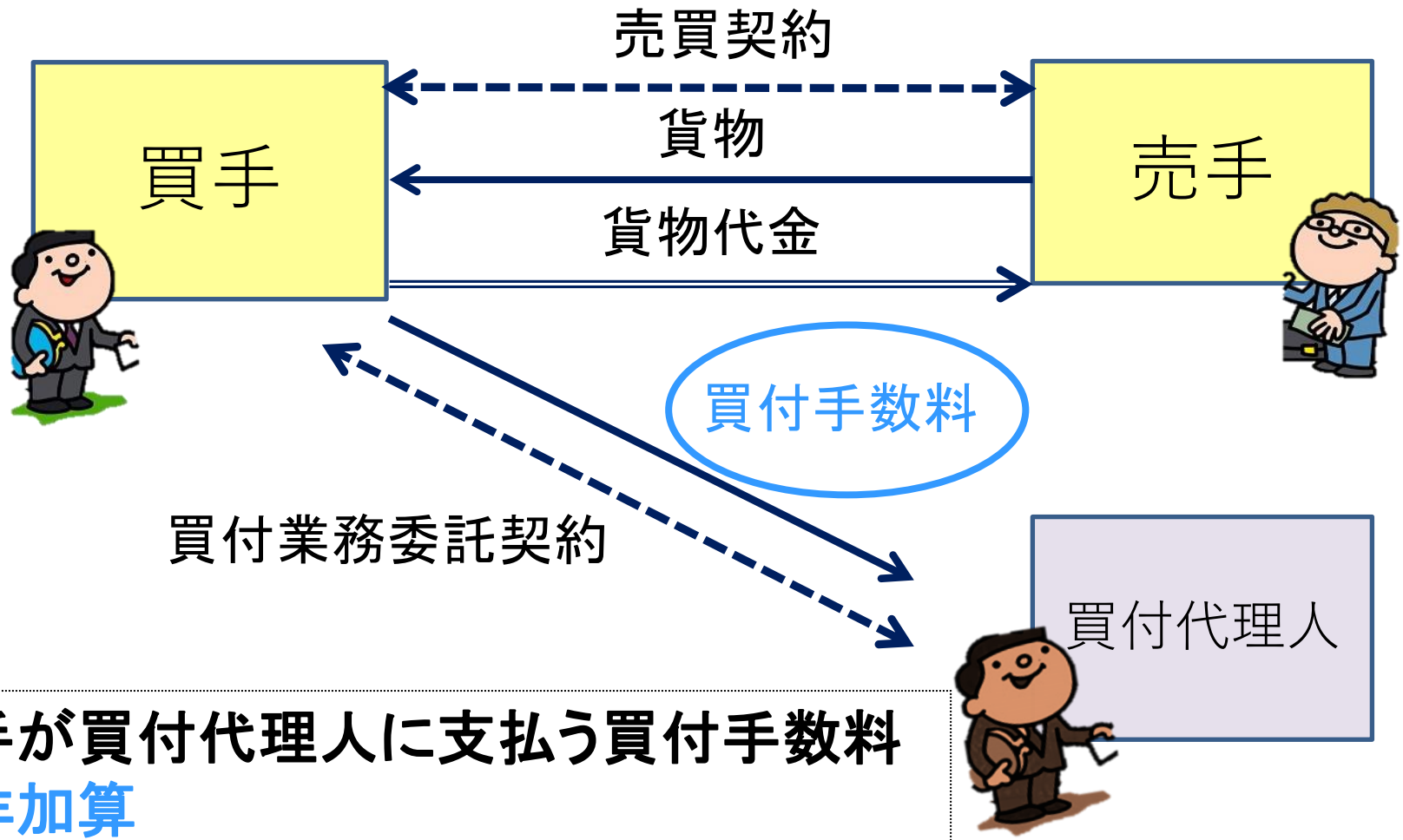

買手が買付代理人に支払う買付手数料
⇒非加算

＊買付手数料に該当するか否かの判断は名称のみによるものではなく、輸入取引において果たしている役割等により行う。

③　無償提供物品・役務の費用

（関税定率法第4条1項3号イ～ニ）

イ　輸入貨物に組み込まれている**材料、部分品**又はこれらに類するもの　**例：生地、部品・・・**　（基本通達4-12（1））

ロ　輸入貨物の生産のために使用された**工具、鋳型**又はこれらに類するもの　**例：機械、金型・・・**　（基本通達4-12（2））

ハ　輸入貨物の生産の過程で**消費された物品**

例：消毒液、接着剤・・・　（基本通達4-12（3））

ニ　技術、設計その他輸入貨物の生産に関する**役務**で日本以外で開発されたもの　**例：設計図、プログラム・・・**

（基本通達4-12（4））

再掲

売手が完全生産するシンプルな場合

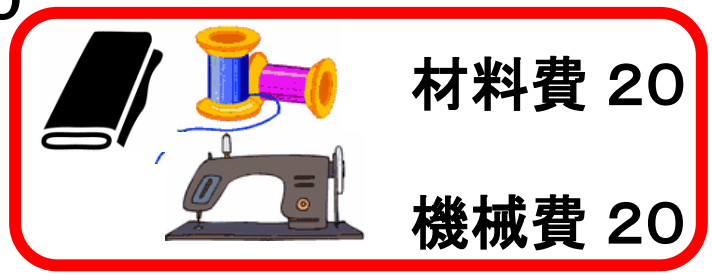

この場合の仕入書価格は１２０
　貨物代金も１２０
　課税価格も１２０　となるので

申告価格が１２０なら問題なし

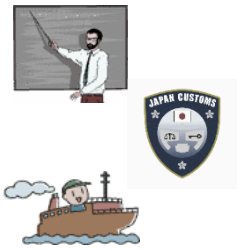

デザイン費 10
ロイヤルティ 10
運賃・保険料　20
加工賃・経費・利潤 40

合　計　　120

現実支払価格＝仕入書価格　のパターン
（通常の場合）

材料やミシンを無償提供する場合

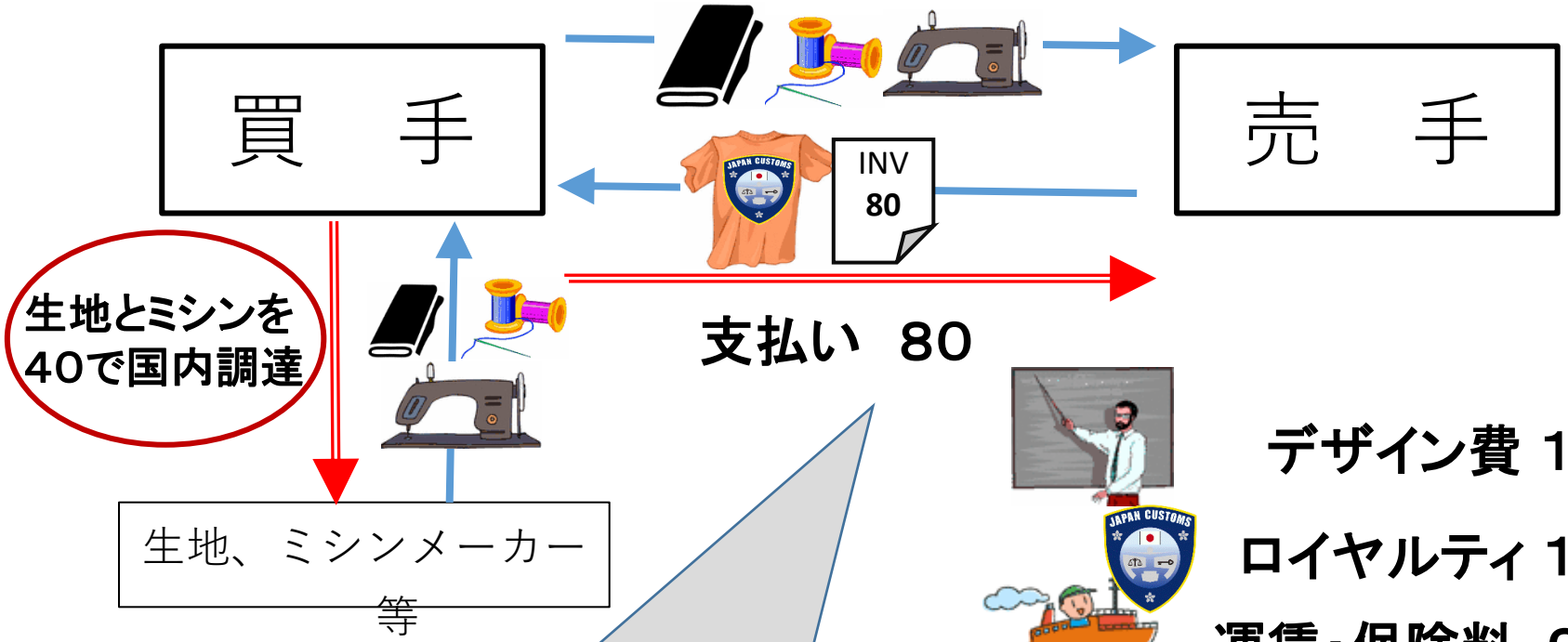

デザイン費 10

ロイヤルティ 10

運賃・保険料　20

加工賃・経費・利潤 40

合　計　　80

この場合の仕入書価格は８０、
貨物代金も、みかけ上は８０
じゃあ課税価格は８０？

貨物代金80＋無償提供材料費等40
（＋売手への送料等も！）

④　特許権、意匠権等の使用の対価

（関税定率法第4条1項4号）

- 特許権、意匠権、商標権、実用新案権
  著作権、著作隣接権　等
- 輸入貨物に係る権利で、かつ
- 輸入貨物の取引の状況その他の事情からみて
  その輸入貨物の輸入取引をするために
- 買手により直接/間接に支払われるもの

買手が権利の使用料等を支払わなければ
輸入取引できないような状況

◎商標権者である売手に支払うロイヤルティ

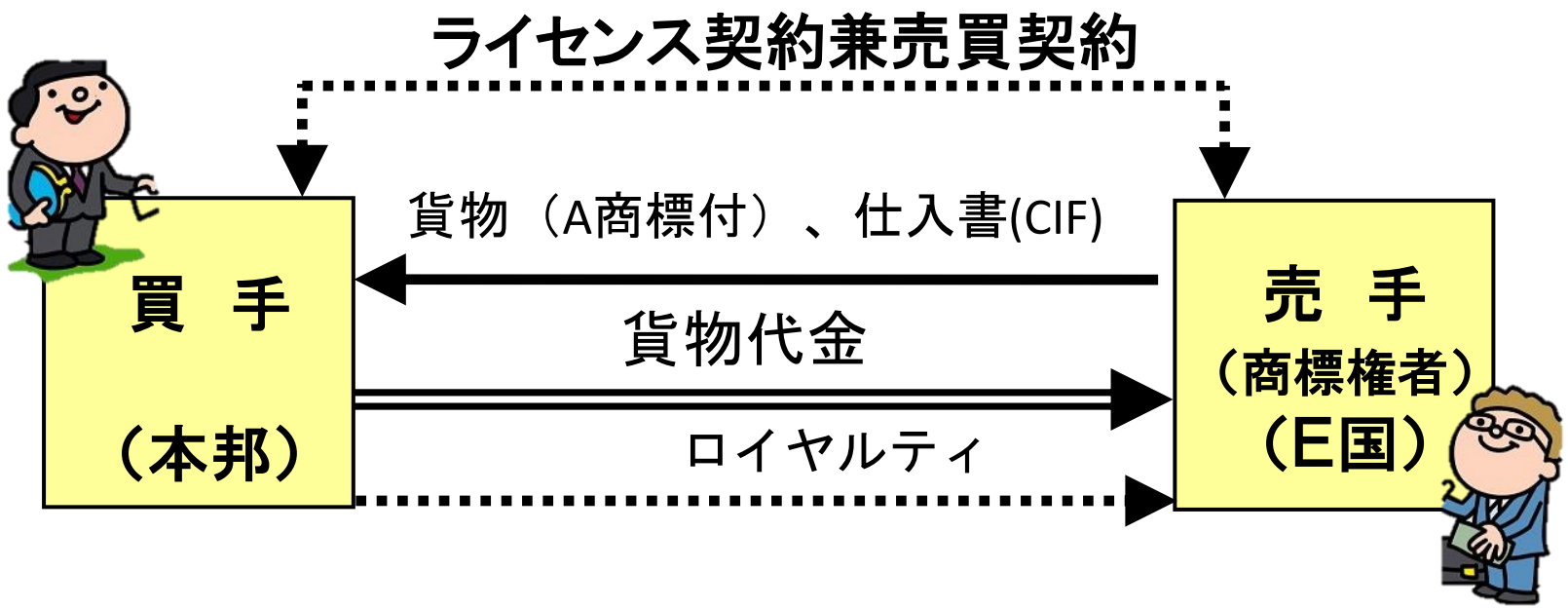

課税価格＝仕入書価格＋商標権使用の対価（ロイヤルティ）

◎商標権者である第三者に支払うロイヤルティ

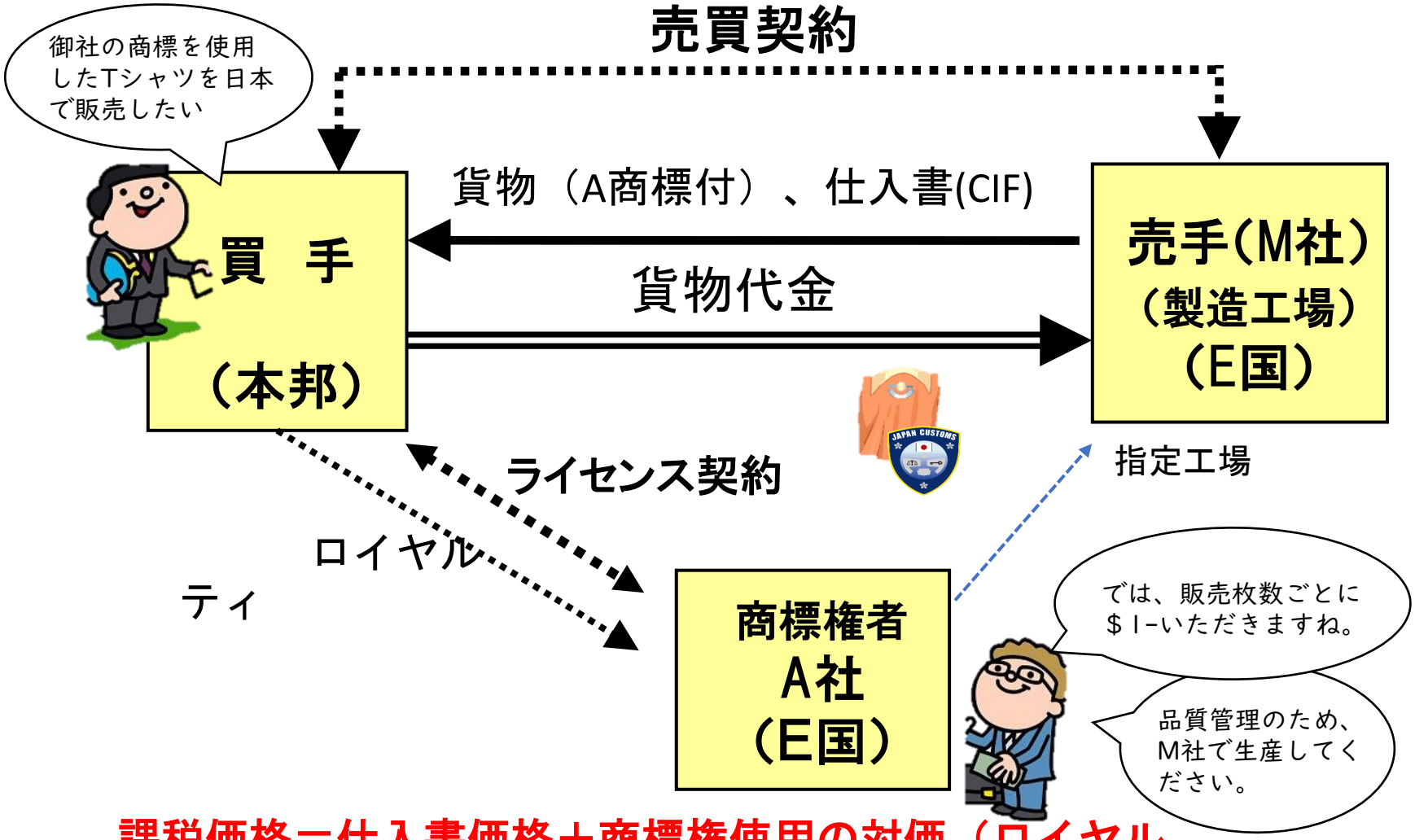

課税価格＝仕入書価格＋商標権使用の対価（ロイヤルティ）

加算要素⑤売手帰属収益

【関税定率法第4条第1項第5号】

買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

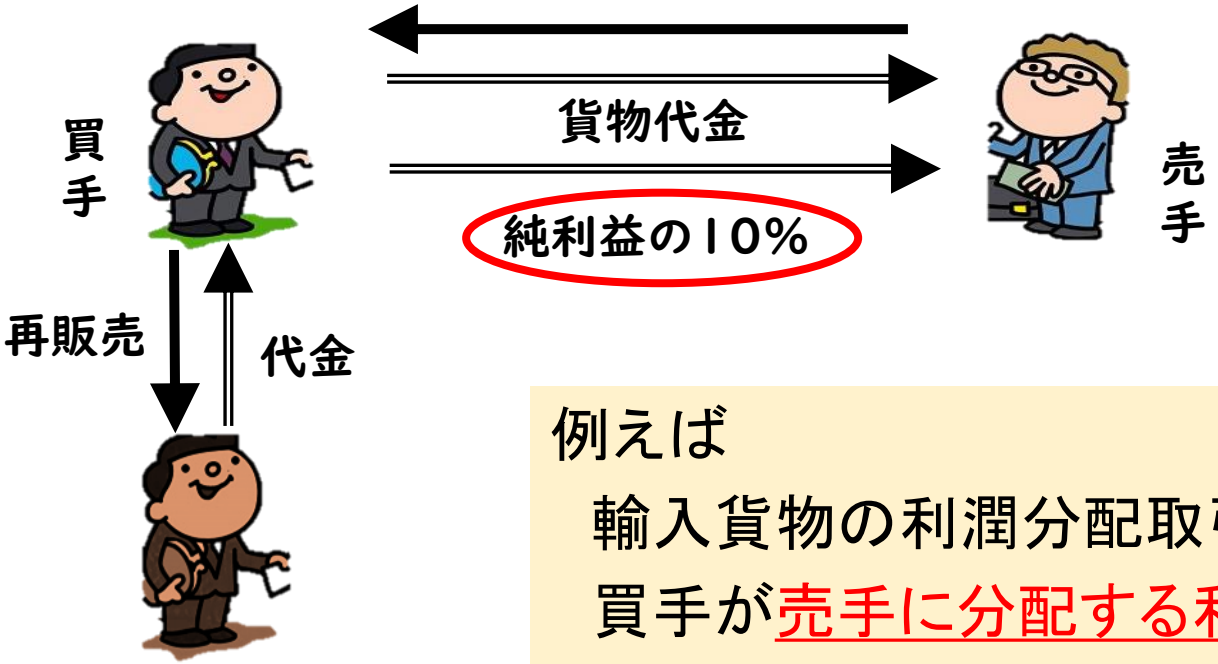

例えば

輸入貨物の利潤分配取引に基づき

買手が<u>売手に分配する利潤</u>

※ただし、輸入貨物と関係のないものは、当該収益に該当しない。（例えば、配当金など。）

３．評価申告手続き

評価申告とは

輸入（納税）
申告書

＋

評価
（包括又は個別）
申告書

関税の納税申告の一環

※常に必要なものではありません。

評価申告とは

修正申告のために
行うものではない

以下の事項を記載して提出するもの

- 課税価格の計算の基礎等（加算額等）

  ※ 仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により明らかである場合を除く。

- 輸入取引に関する特殊な事情の有無と内容
- 売手と買手の間の特殊関係の有無と内容

1-1　評価申告書の様式と使用区分

イ　評価申告書Ⅰ

⇒定率法第４条第１項の規定による場合

ロ　評価申告書Ⅱ

⇒定率法第４条の２以下の規定による場合

ハ　評価申告書Ⅰ及び評価申告書Ⅱ

⇒上記イの場合で定率法第４条の５又は第４条の６を適用する場合

1-2　評価申告書の添付書類

- 課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類
- 当該基礎に係る事実関係を証明できる書類

（例）輸入取引に係る事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等

1-3　評価申告書の要否

評価申告書の提出を要しない場合　**※加算は必要**

・輸入貨物の関税が無税（免税も）又は従量税適用
・課税価格の総額が１００万円以下

ただし、次のいずれかに該当する場合は提出必要

①同一人との間の継続した輸入取引
②一契約の価格が１００万円超の貨物を分割したもの
③その他税関長が必要と認めるもの

注：輸入者が提出を希望する場合は提出可能です。

参照：関税法基本通達7-9(3)

1−4　評価申告書の提出方法等

イ　個別評価申告　⇒　個々の輸入申告時に提出するもの

ロ　包括評価申告　⇒　輸入申告の提出前に提出するもの

（輸入取引の関係者と申告内容が同じ場合）

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入（納税）申告書等の提出と同時	納税申告官署	1部
包括申告書	輸入（納税）申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入申告予定官署	2部 （原本及び申告者交付用）

関税法基本通達 7－9（2）

税関様式C第5300

（参考）　評価申告書Ⅰの記載要領

個別申告書の記載要領（加算要素等がある場合）

（関税定率法第４条関係）　　税関様式Ｃ第 5300 号

輸入貨物の評価（個別・~~包括~~）申告書Ⅰ　　□　新規申告　□　変更届

あて先 大阪税関長　殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号 1234512345123451234567
申告貨物の品名・税番・適用税率 Plastic toys 9503　基本		輸入者住所氏名印 大阪市港区築港 10-10-10 Ａ　商　事 （署名）代表取締役社長　税関　太郎 担当部課　ＴＥＬ(9876)5432		包括申告の主要関係税関名
生産者名		代理人住所氏名印 （署名） 担当部課　ＴＥＬ(　　)		
事前教示回答書				

上記の貨物に関し、関税定率法第４条第１項又は第４条の２第１項の規定により第４条第１項第３号若しくは第４号又は第４条の２第１項第１０号若しくは第１１号に掲げる事項について次のように申告します。

輸入者若しくは代理人の印は不要

個別申告の場合は宛先を輸入予定官署の長にする

R4.1.1通達改正
「第10号若しくは第11号」
→「第11号若しくは第12号」

（参考） 評価申告書の記載要領

A．この貨物の取引について

1．輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。）

☒ 輸　入　者　（氏名　A SHOJI CO., LTD.）

買手

□ 輸入の委託者　（氏名）

☒ 輸　出　者　（氏名、国名　HAPPY TOY PRODUCTS INC (HONG KONG)）

売手

□ 輸出の委託者　（氏名、国名）

2．輸入取引に関する事情について

(1) 関税定率法第４条第２項第１号、第２号又は第３号に掲げる事情が　☒ない。

(2) 上記１の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第４条第２項第４　□ある。　☒ない（この場合には、（３）の記載不要）。

（特殊関係の内容）

(3) この貨物の取引価　特殊関係により影響を受けて　□いる。　□い

特殊関係がある者は、実線で結ぶ。

2.(2)の売手と買手に特殊関係があるに☑した場合は、その内容を記載。

（参考） 評価申告書の記載要領

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（ロ運賃明細書 … 次の調整を行って計算する。

現実支払価格

加算要素

調整項目	イ 調整金額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素（運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの）		
① 輸入港までの運賃等		
② 仲介料その他の手数料		
③ 容器・包装の費用	③ ￥2．81／PC	包装パッケージ印刷用版下等
④ 材料、部品等の費用		
⑤ 工具、鋳型等の費用	⑤ ￥154．21／PC	金型無償提供 A商事（株）→HAPPY TOY PRODUCTS INC 輸入予定数量 250,000個
⑥ 消費物品の費用		
⑦ 役務（技術、設計等）の費用		
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料		
⑨ 売手に帰属する収益		

（参考） 評価申告書の記載要領

(3) 控除すべき費用等 （例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利）		
合　　計	￥１５７．０２／ＰＣ　を加算する。	

評価結論

この包括申告書は ※令和　年　月　日 以降の輸入申告には適用できません。

※受　理	※審　査	※税　関　記　入　欄

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

(注) 1．※印の箇所は記入しないで下さい。
2．この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで下さい。
3．記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入
4．この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所
5．輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住
印又は署名のいずれかを選択することができます（法人
び名称並びにその代表権者の氏名
表権者の署名のいずれかを選択）。

包括の場合、適用期間を税関で記入します。
※個別の場合は記入しません

2-1　評価加算の方法について（原則：按分）

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、

原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。

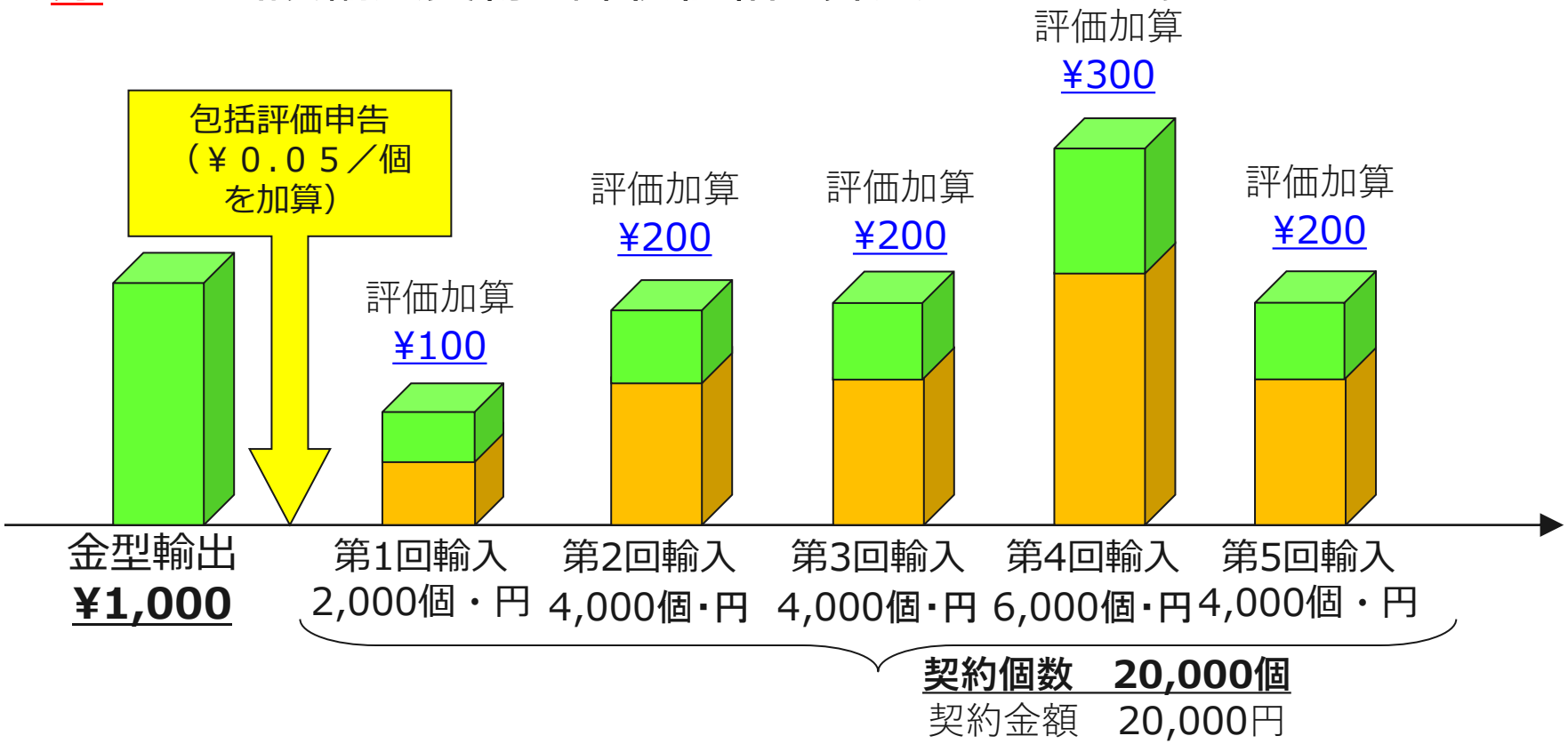

2-2　評価加算方法について（初回輸入申告に一括加算）

ただし、次に掲げる費用等の額の加算については、輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に算入することができます。

(1) 法第４条第１項第３号に掲げる費用

(2) 法第４条第１項第１～２号、第４～５号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの（別払金も準用）

・関税率が異なる複数の品目に係るものである場合
・同一品目であるが適用税率が変わりうる貨物
である場合には一括加算はできません。

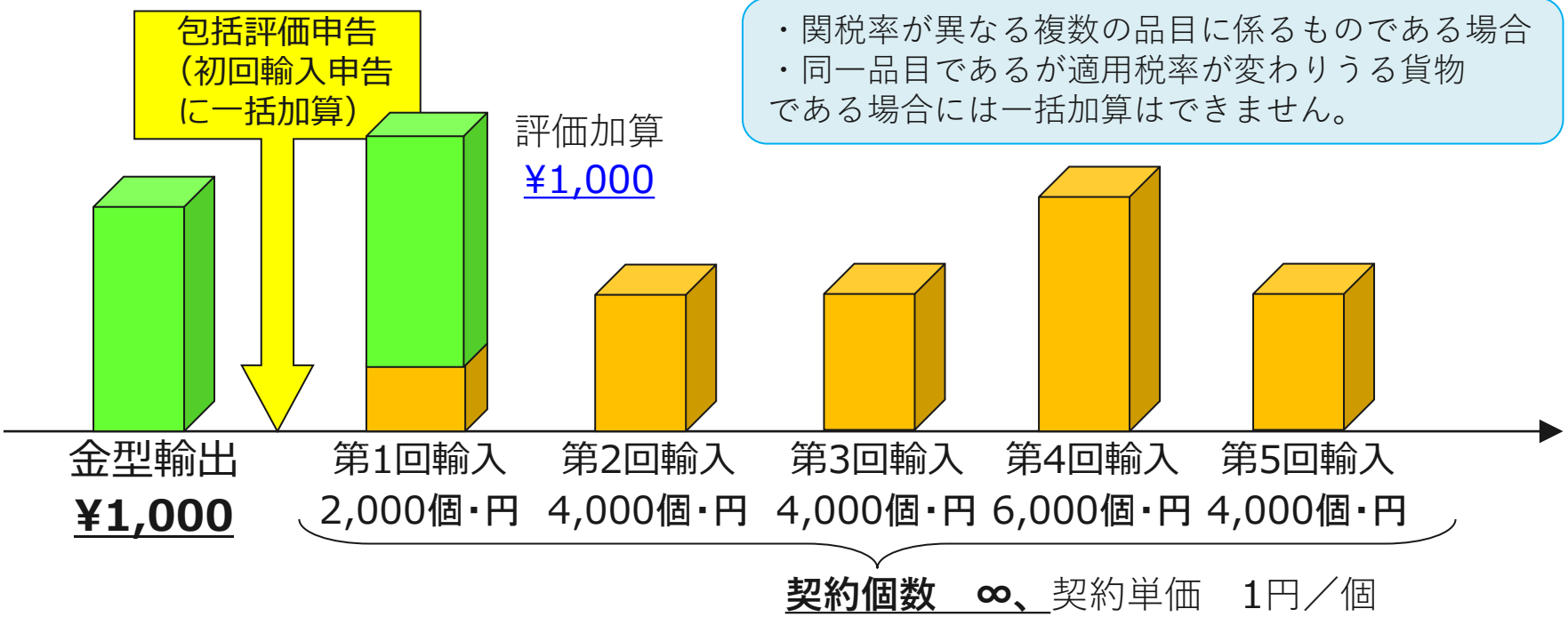

2-3　評価加算方法について（輸入開始後に按分加算）

一部輸入済；輸入済分は修正申告

未輸入分；原則的な加算方法（個々の輸入貨物に按分）

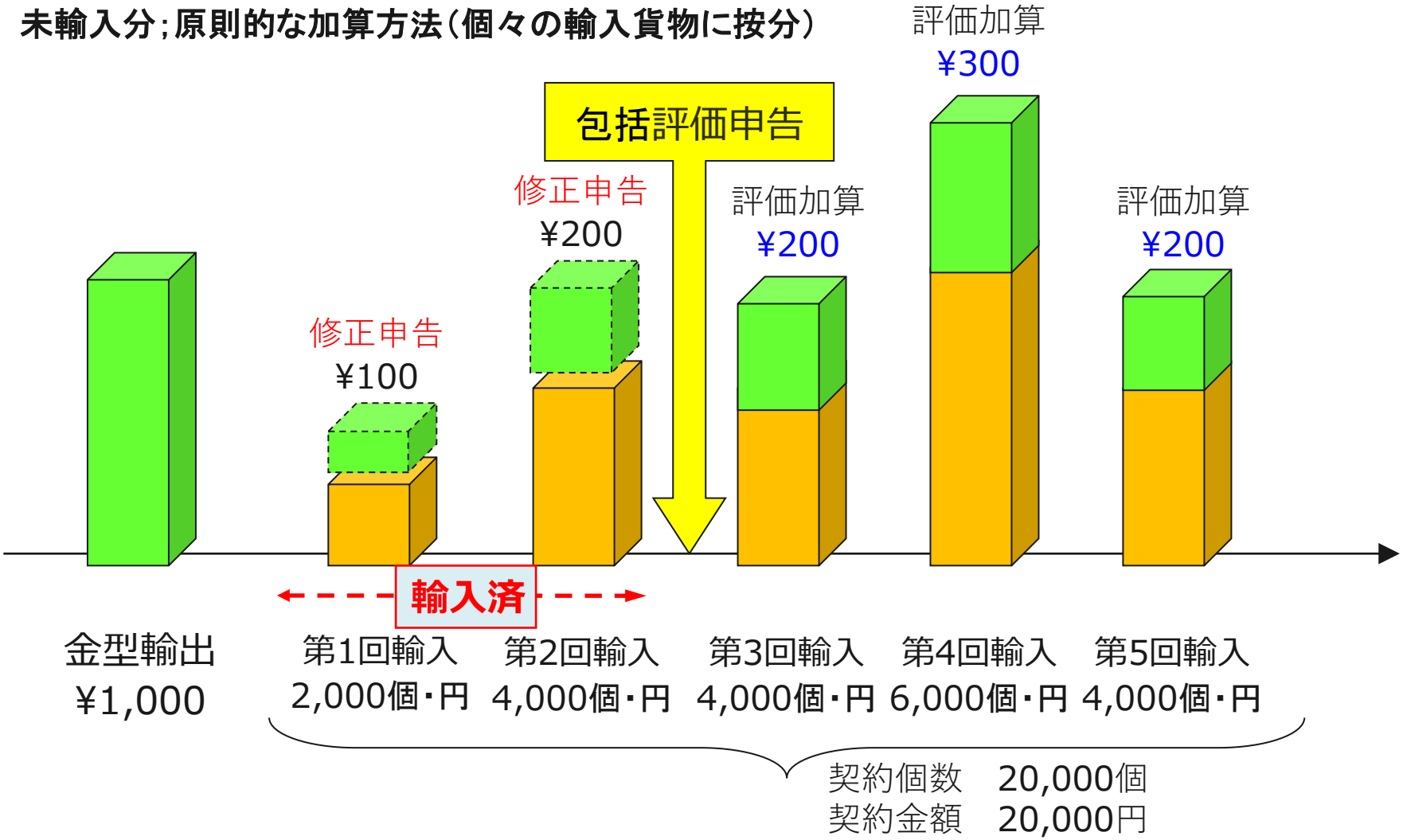

事前教示制度

(1) 回答の効果

有効期限（最長３年間）内、尊重されます

(2) 手続き

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」

＋必要資料（売買契約書等）

↓

「事前教示回答書（関税評価回答用）」

(3) 公開

【関税法第７条３項】

（参考） 税関ホームページ

税関
Japan Customs
関税評価を調べたい
関税評価ポータル
課税価格の計算方法
関税評価の事前教示
関税評価用語等解説
外国為替相場（課税価格の換算）
×閉じる
②関税評価に関する内容をまとめたページが開く
①「関税評価を調べたい」をクリック
税関手続に係る
押印及び署名を廃止します
輸出入の手続きを調べたい
品目分類について調べたい
原産地規則について知りたい
関税評価を調べたい
新着情報
全国の税関の動き
2021年10月1日 手続 たばこの税率が変更されました！
2021年10月1日 手続 たばこの免税範囲が変更されます！
2021年9月30日 法令 輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を公表しました
ホーム > 輸出入手続 > 関税評価（課税価格）
関税評価（課税価格）
1．よくある質問（質疑応答事例から）
修理後の再輸入
修理後に再輸入される貨物の課税価格
検査費用
買手の依頼を受けた検査機関が行う検査に要した費用
相殺の取扱い
不良品による損害の求償額と貨物代金との相殺
出港前報告手数料
外国税関への出港前報告に伴い発生する手数料
通信販売
個人的な使用に供するため通信販売により輸入する貨物の課税価格
2．関税評価に関する事例
質疑応答事例
事前教示回答事例
5．評価申告制度とは
評価申告制度の概要
様式
（評価申告書I Word / Excel）
（評価申告書II Word / Excel）
記載要領
6．課税価格の計算方法
関税評価の基礎 NEW
フロー図
輸入貨物に係る課税価格の計算方法及びその留意事項に関する一般的な質疑応答集（英語版はこちら）
7．外国為替相場（課税価格の換算）等

税関HP掲載の評価に係る事例等

◆事前教示回答事例

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則ＨＰに掲載しています。

◆質疑応答事例

輸入者等の皆様からの照会に対して税関が回答した事例のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを項目別に掲載しています。

◆関税評価用語解説

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

◆その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載して

４．事例紹介

【事例1】 売手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の製作費

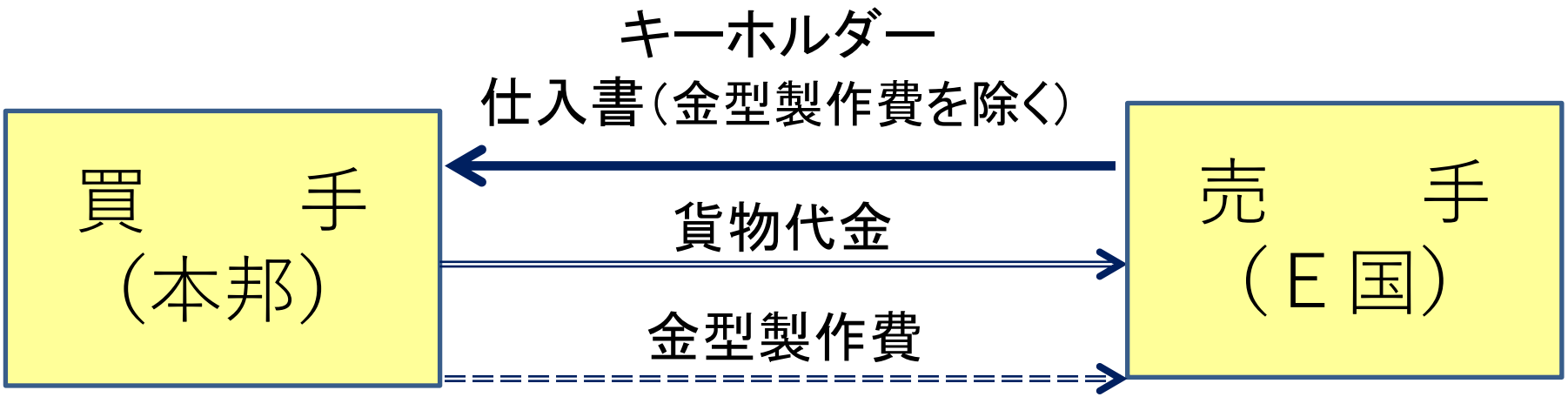

再掲

～課税価格の決定の原則～

取引価格に基づく方法

※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

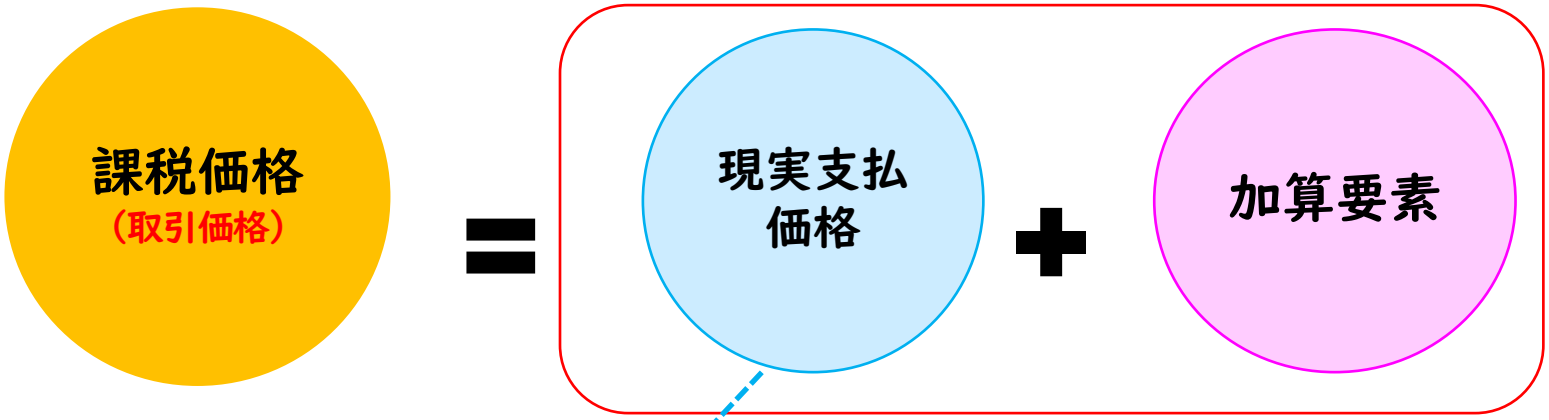

①仕入書価格
（＝現実支払価格（通常））

②仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素（＋）

③控除すべき費用等（－）

【関税定率法基本通達４－２】

現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。

【事例1】 売手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の製作費

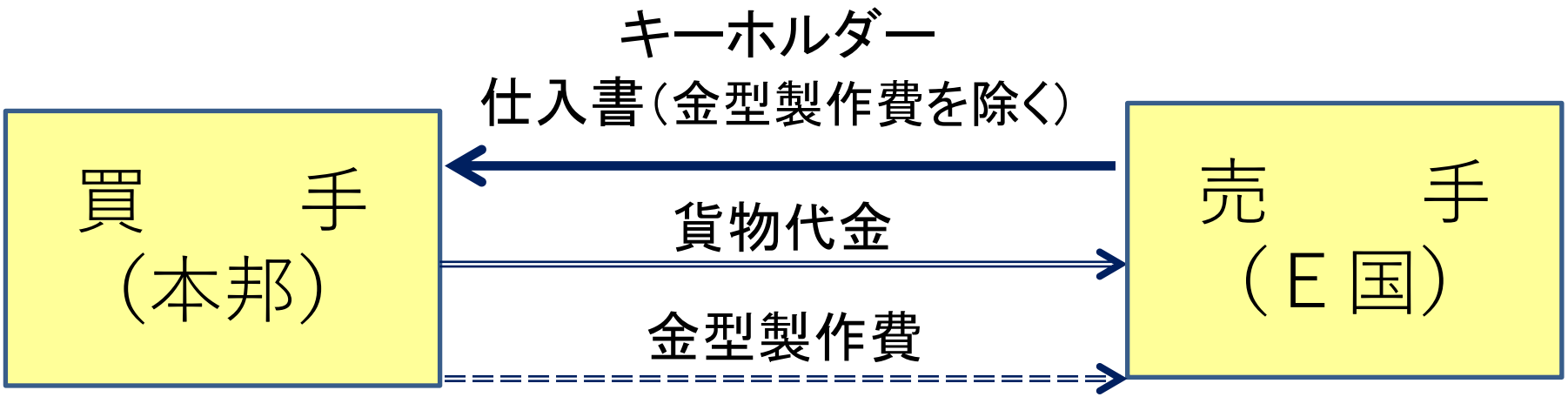

課税価格＝仕入書価格＋金型製作費（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４
関税定率法基本通達４－２(1)(3)、４－２の２(1)
「質疑応答事例」（現実支払価格に含まれる費用）事例６

【事例2】 買手が売手に無償で提供した金型の費用

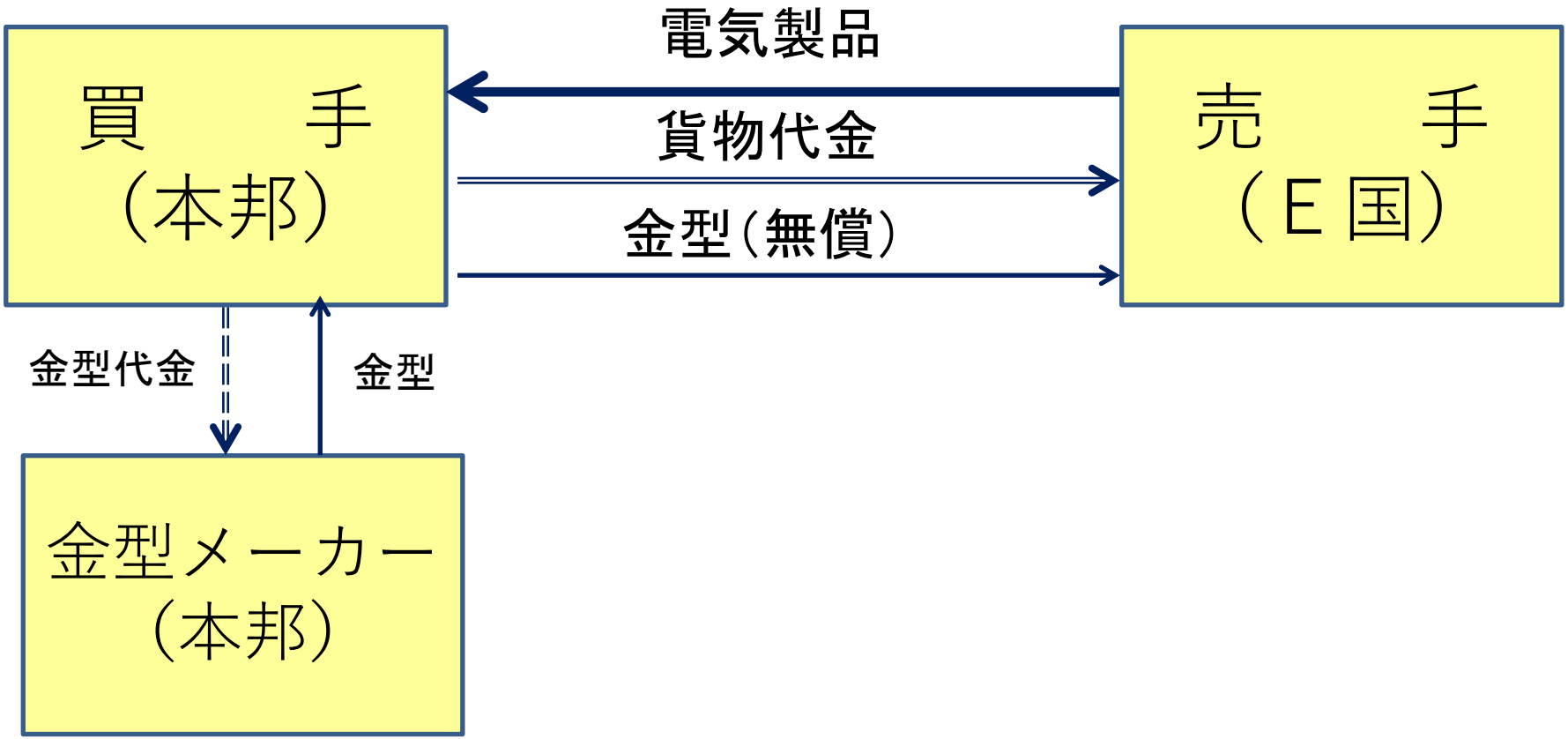

～課税価格の決定の原則～

取引価格に基づく方法

※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

課税価格（取引価格） ＝ 現実支払価格 ＋ 加算要素

①輸入港までの運賃等

②仲介料その他手数料、容器、包装費用

③無償（値引き）提供物品等

④ロイヤルティ、ライセンス料

⑤売手帰属収益

再掲

加算要素（定率法第４条１項１～５号）のイメージ

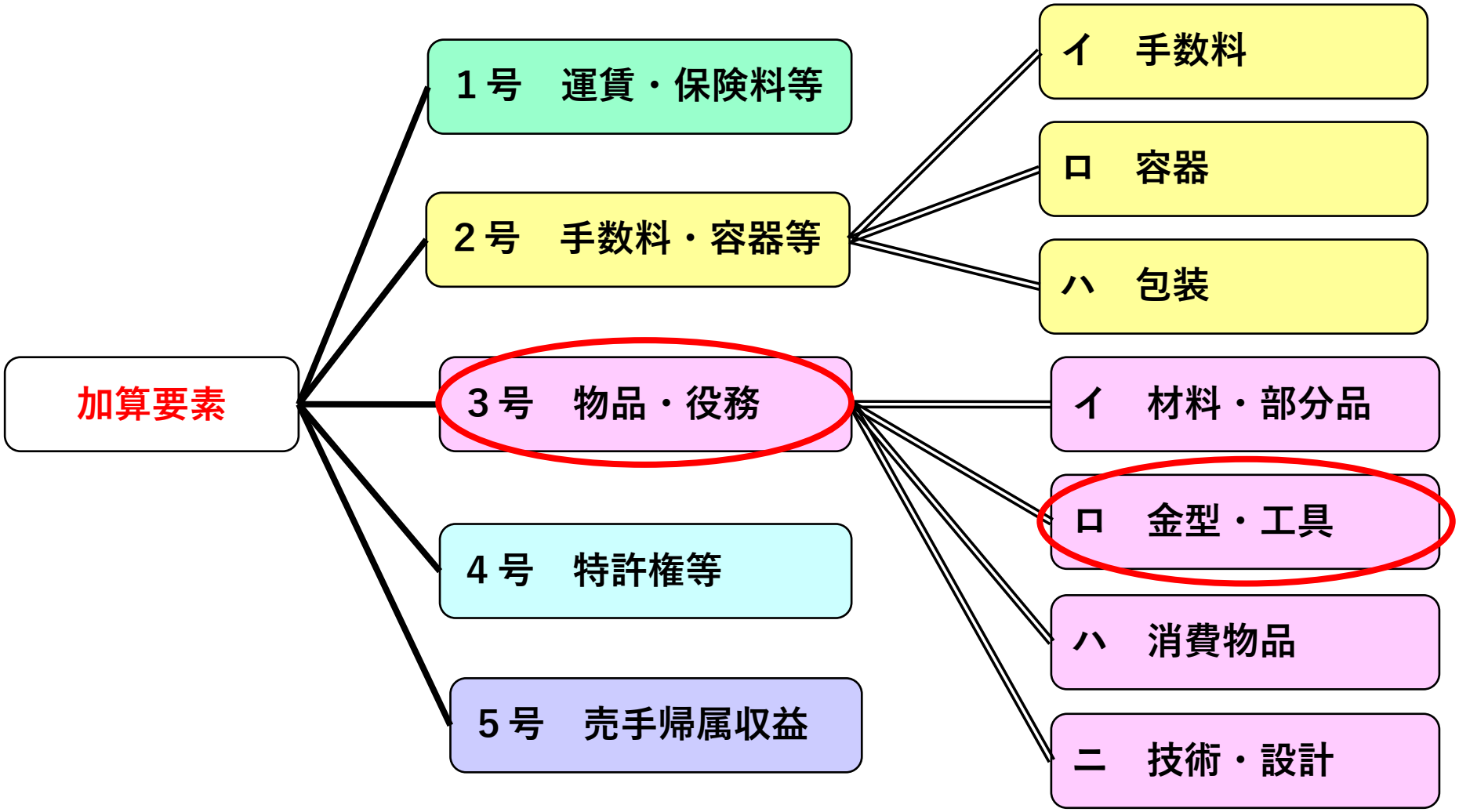

【事例2】 買手が売手に無償で提供した金型の費用

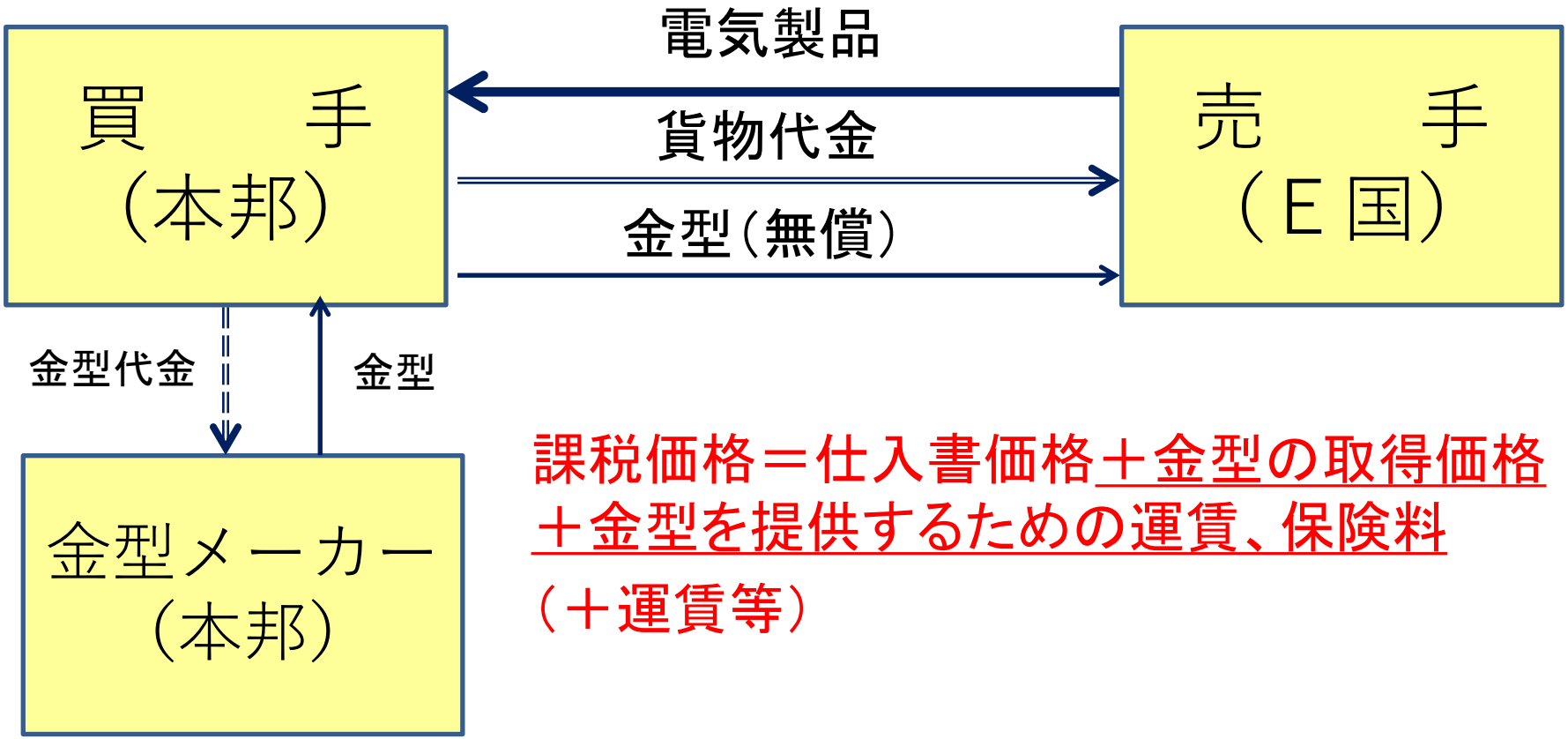

課税価格＝仕入書価格＋金型の取得価格
＋金型を提供するための運賃、保険料
（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項第３号ロ、関税定率法施行令第１条の５第２項
関税定率法基本通達４-12(2)(5)(6)
「質疑応答事例」（無償提供物品、役務）事例25

【事例3】 部品の製造に使用するため無償提供した金型に要した費用

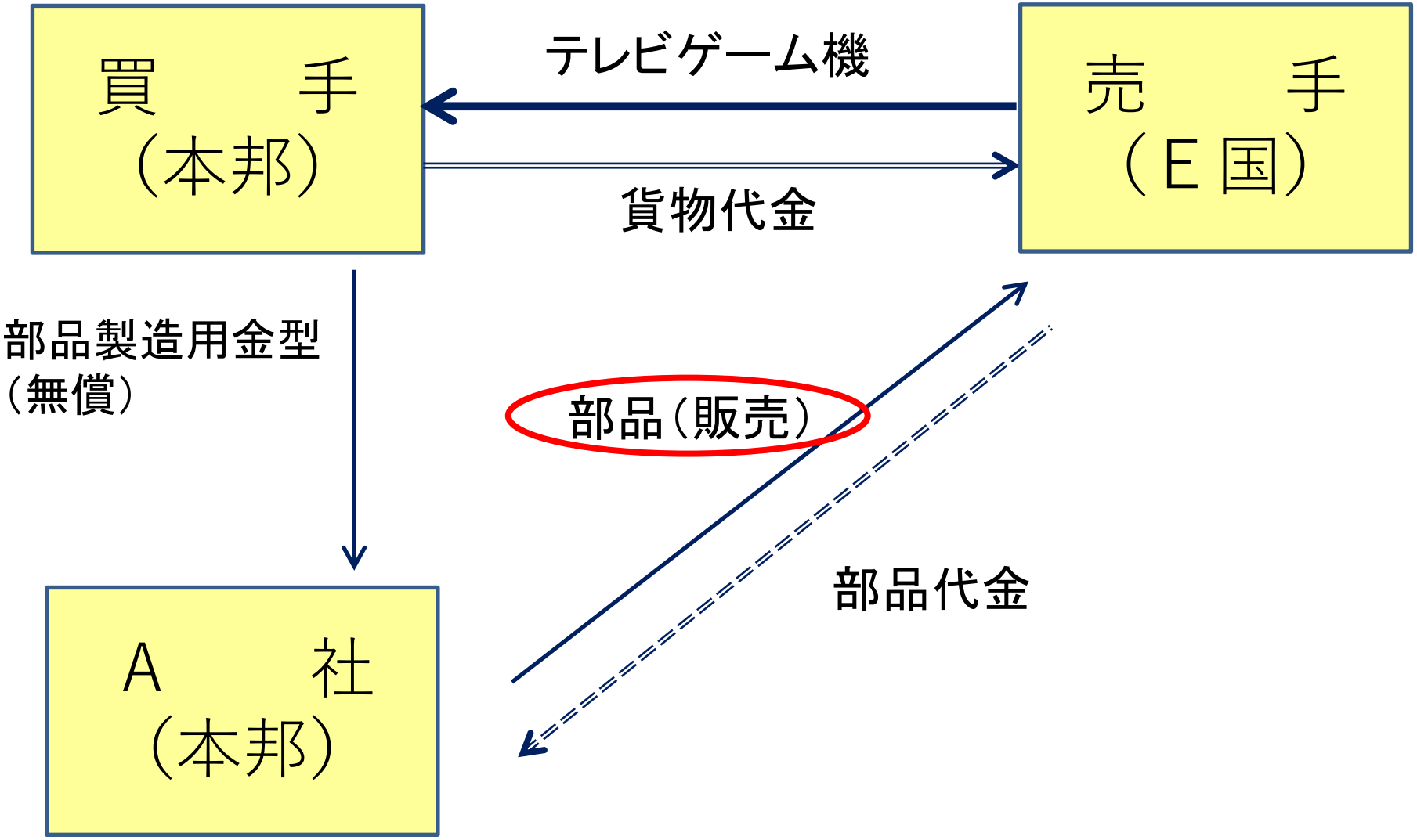

再掲

加算要素（定率法第４条１項１～５号）のイメージ

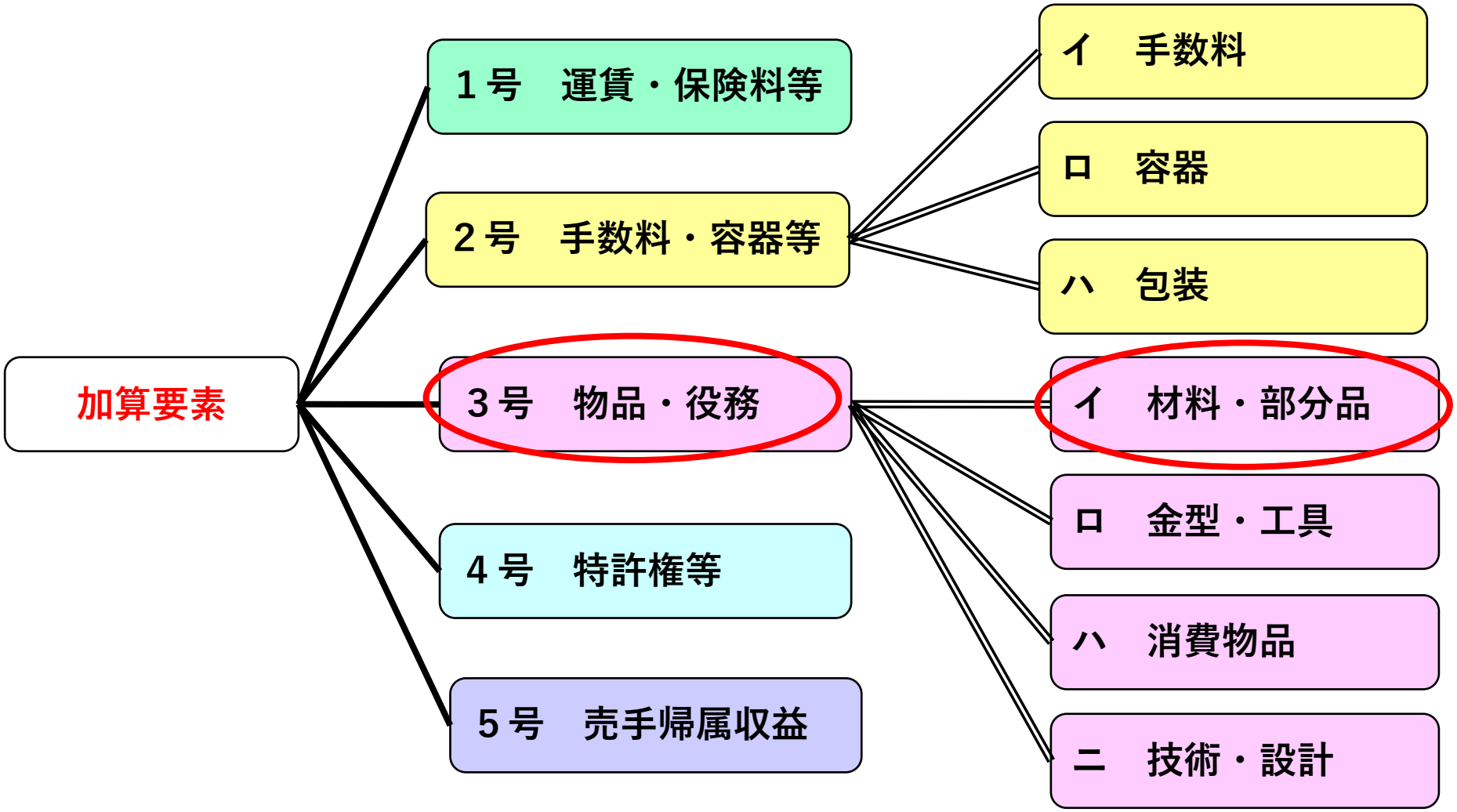

【事例3】 部品の製造に使用するため無償提供した金型に要した費用

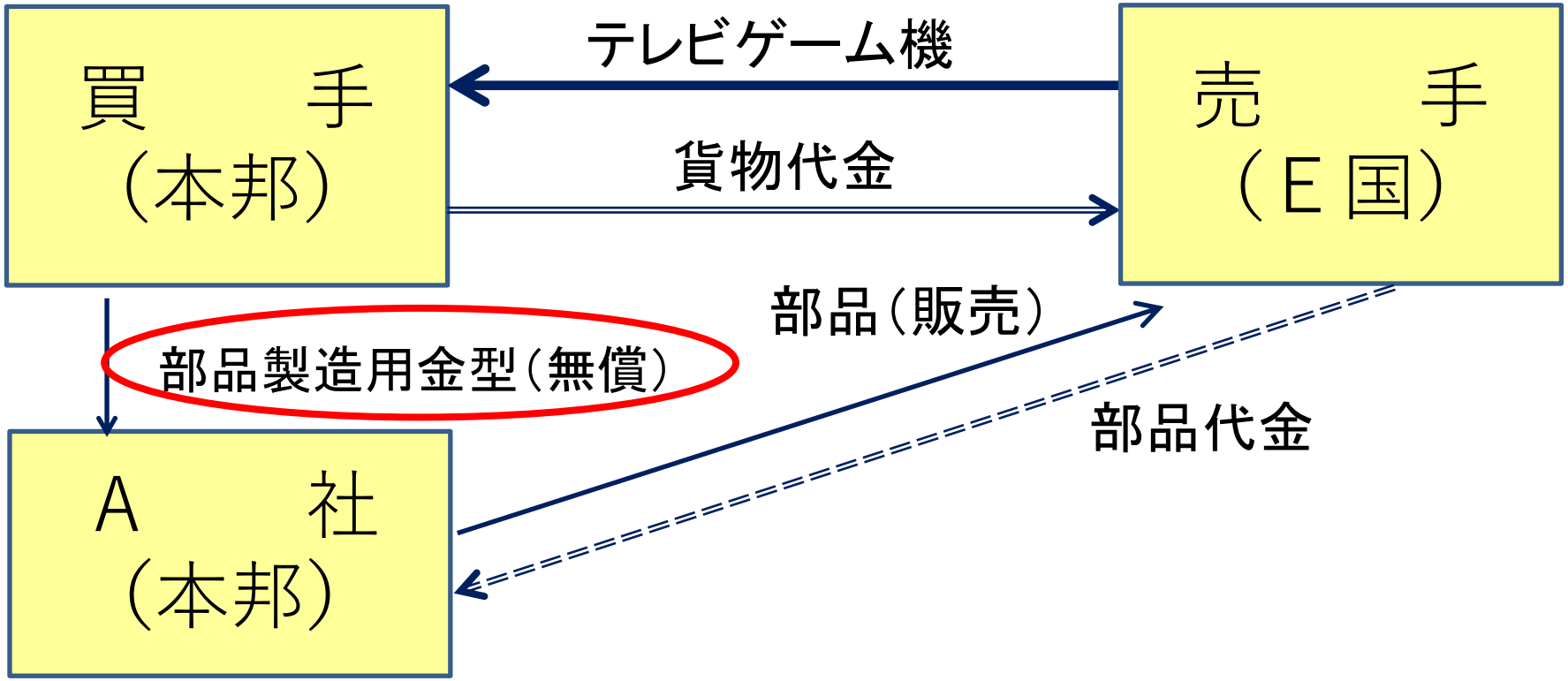

課税価格＝仕入書価格＋無償提供金型費用（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項第３号イ、関税定率法施行令第１条の５第２項
「質疑応答事例」（無償提供物品、役務）事例22

【事例4】 買手が売手に無償で提供した本邦で製作した設計図の費用

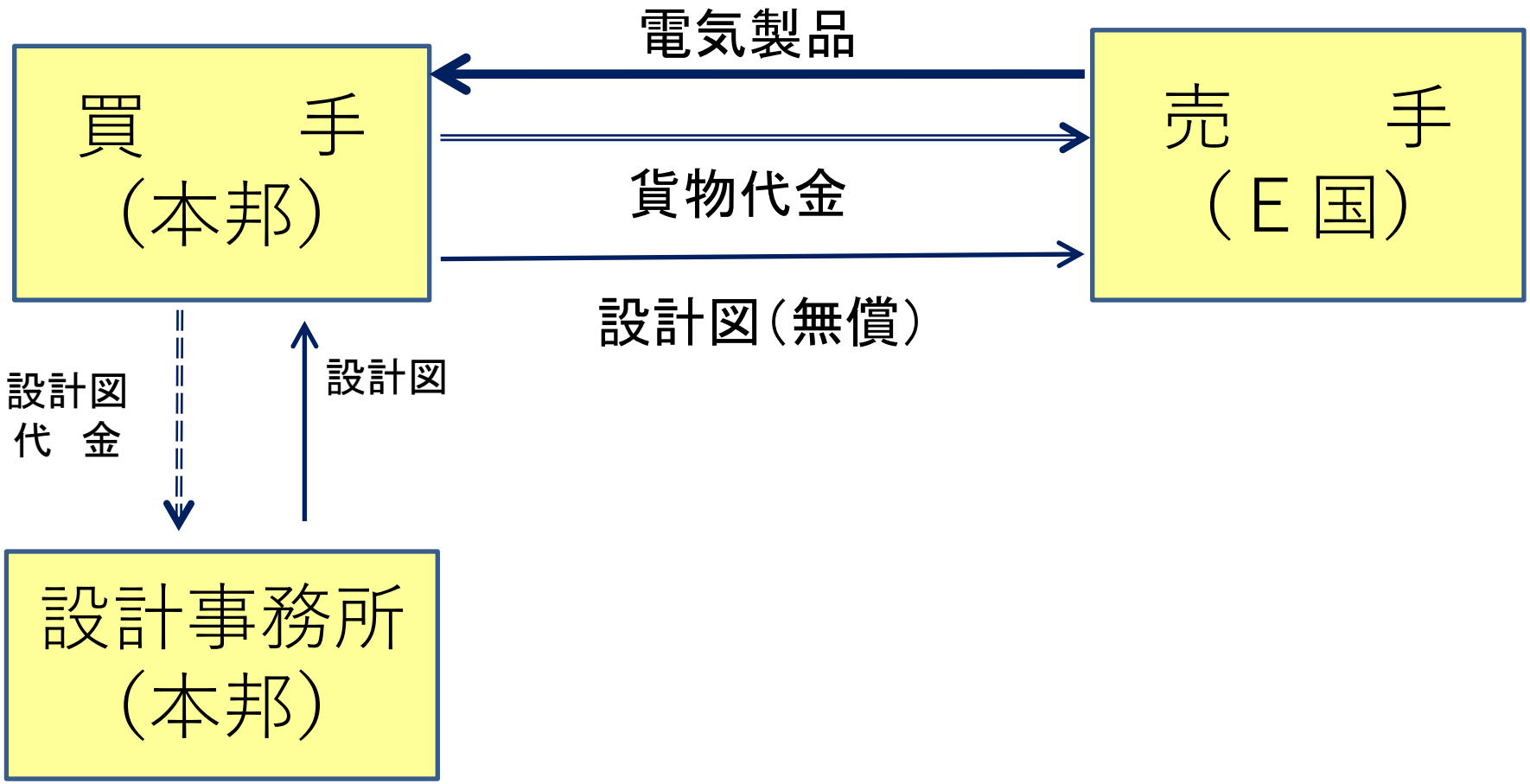

再掲

加算要素（定率法第４条１項１～５号）のイメージ

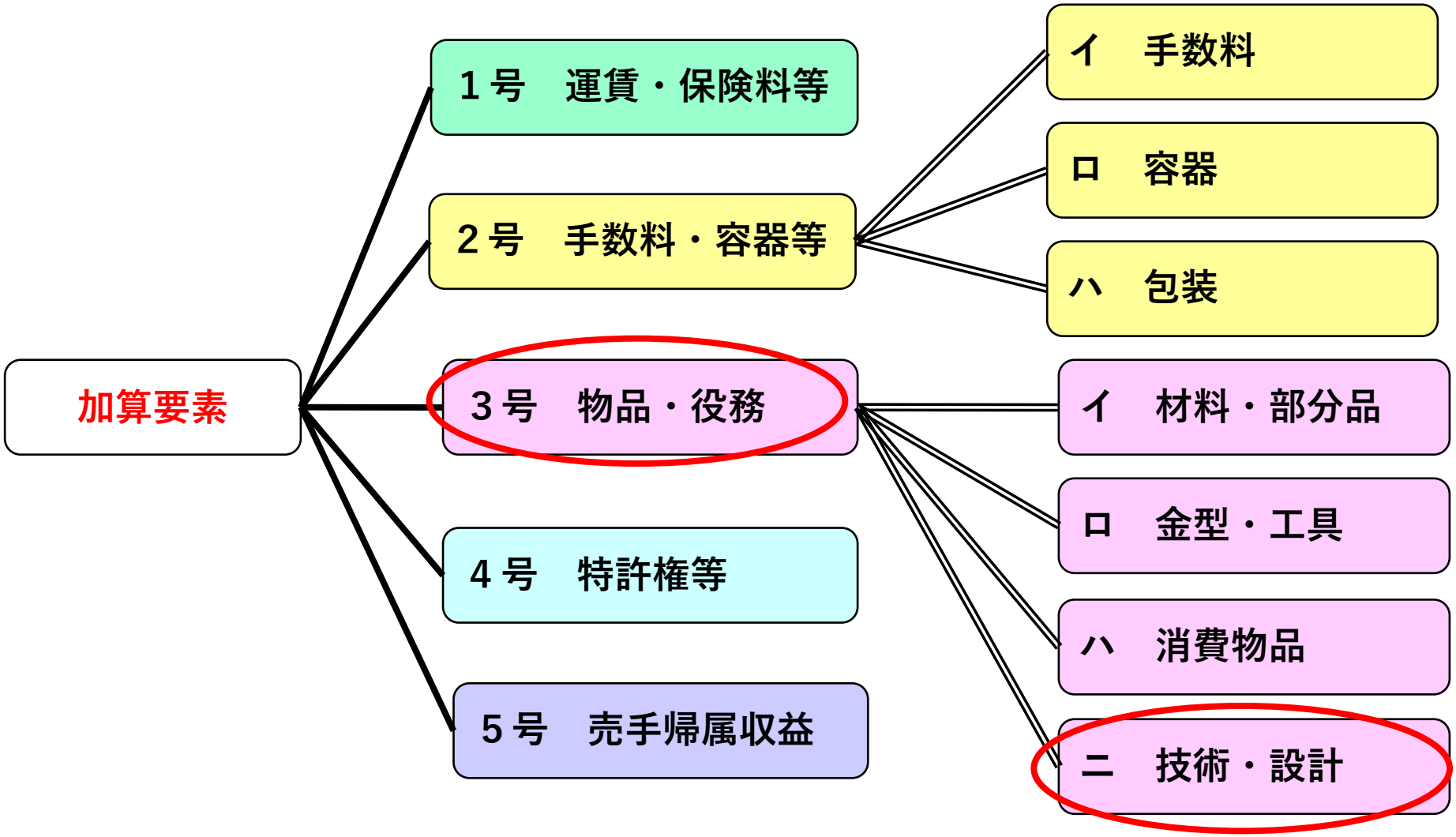

再掲

③　無償提供物品・役務の費用

（関税定率法第4条1項3号イ～ニ）

イ　輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの　例：生地、部品・・・　（基本通達4-12（1））

ロ　輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの　例：機械、金型・・・　（基本通達4-12（2））

ハ　輸入貨物の生産の過程で消費された物品

例：消毒液、接着剤・・・　（基本通達4-12（3））

ニ　技術、設計その他輸入貨物の生産に関する**役務**で日本以外で開発されたもの　**例：設計図、プログラム・・・**

（基本通達4-12（4））

【事例4】 買手が売手に無償で提供した本邦で製作した設計図の費用

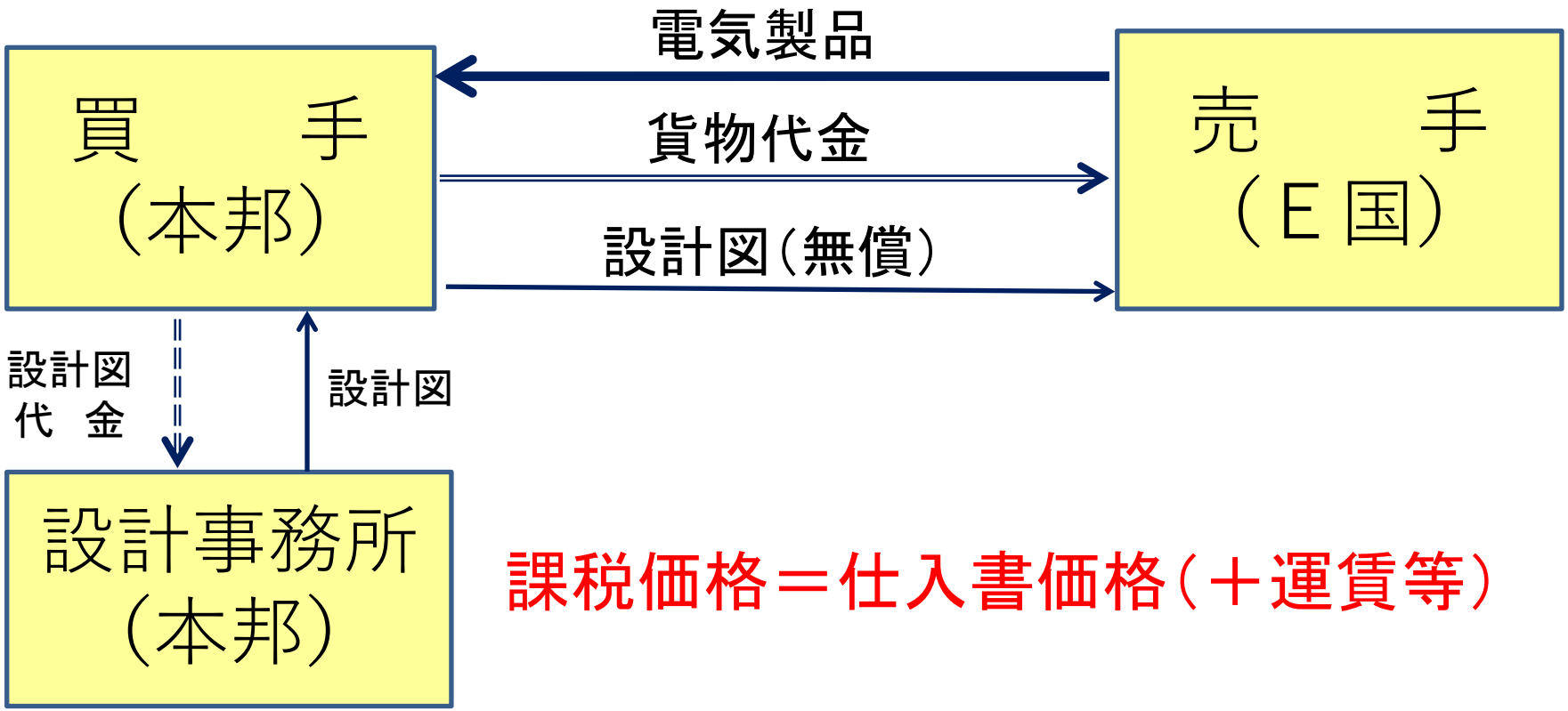

課税価格＝仕入書価格（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項第３号ニ、関税定率法施行令第１条の５第３項
関税定率法基本通達４-12(4)

【事例5】 部品の製造に使用するため無償提供した設計図に要した費用

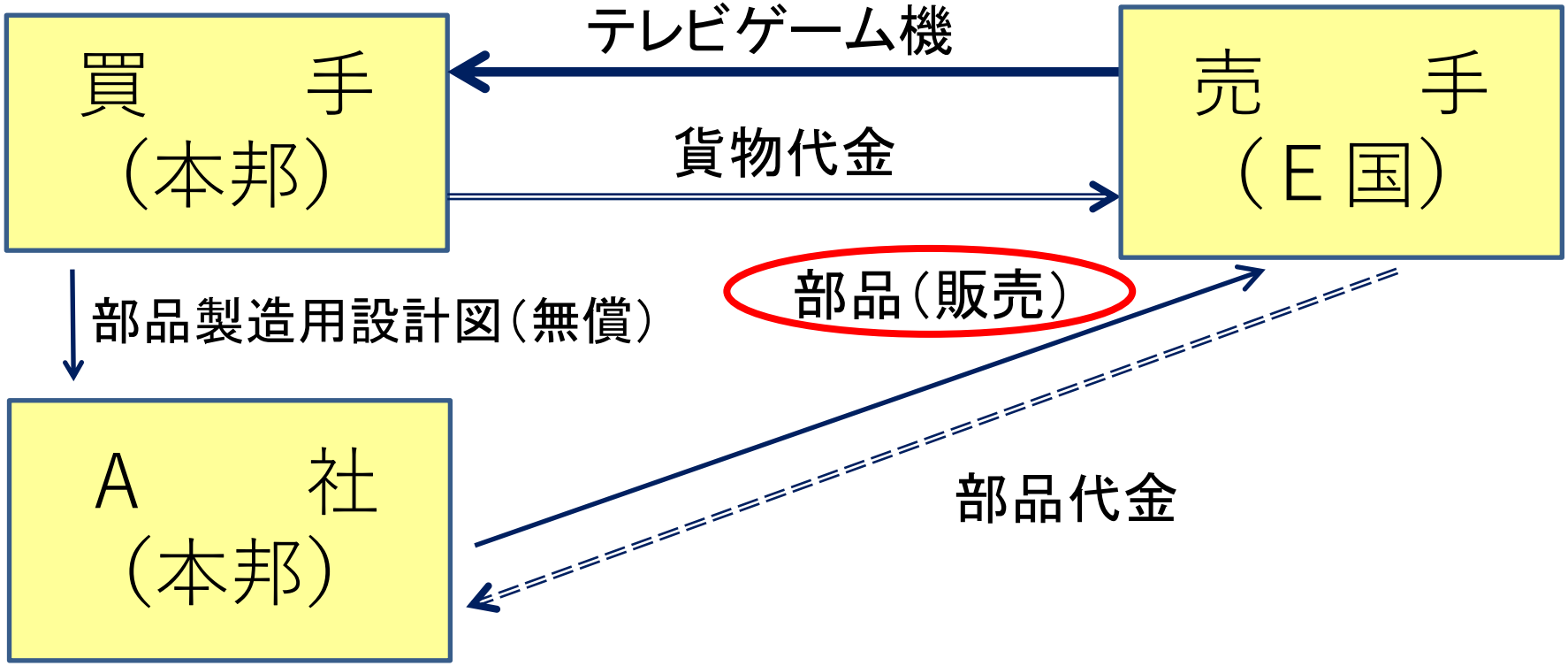

課税価格＝仕入書価格＋無償提供設計図費用（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項第３号イ、関税定率法施行令第１条の５第２項
関税定率法基本通達４－１２（６）ロ

【事例6】 輸入取引契約履行後、買手の計算で輸出国の倉庫で保管された輸入貨物の保管料

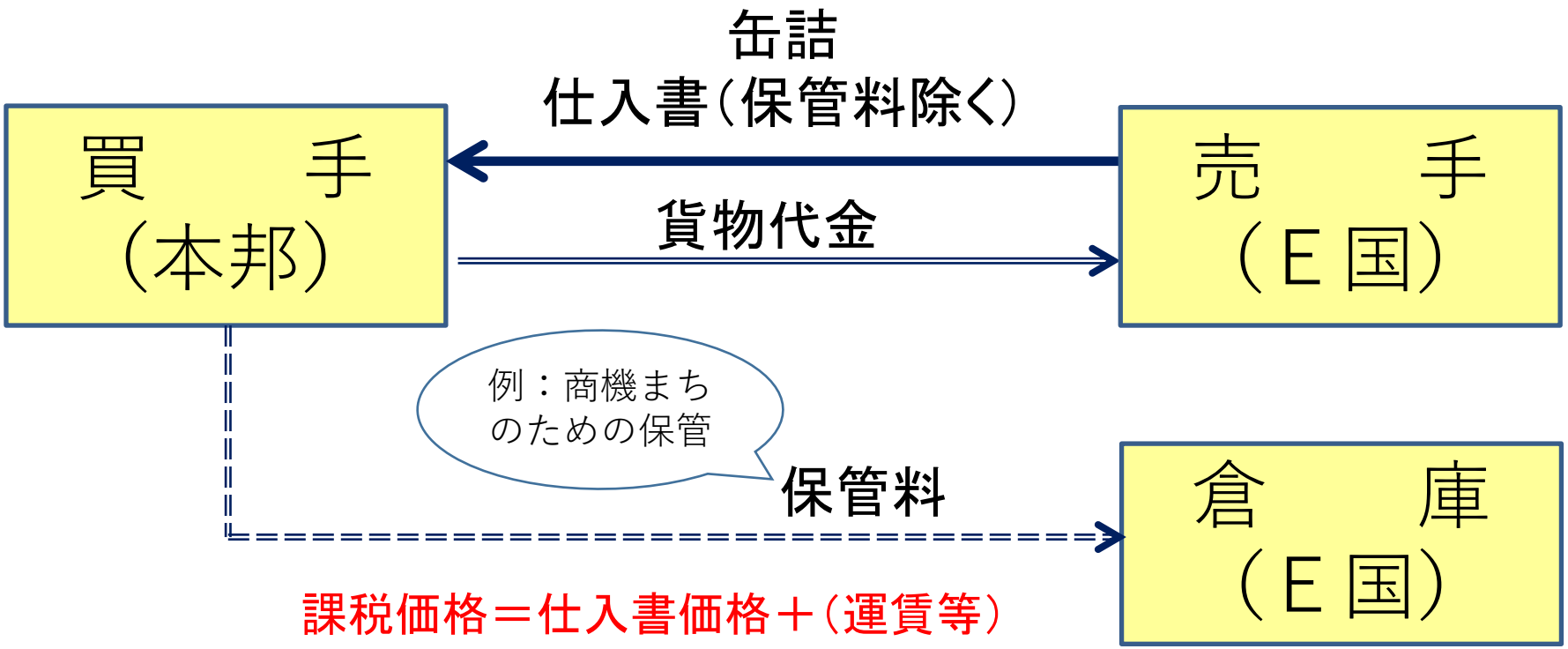

課税価格＝仕入書価格＋（運賃等）

関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４
関税定率法基本通達４－２
関税評価に関する取扱事例について　事例９

【事例7】 輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料

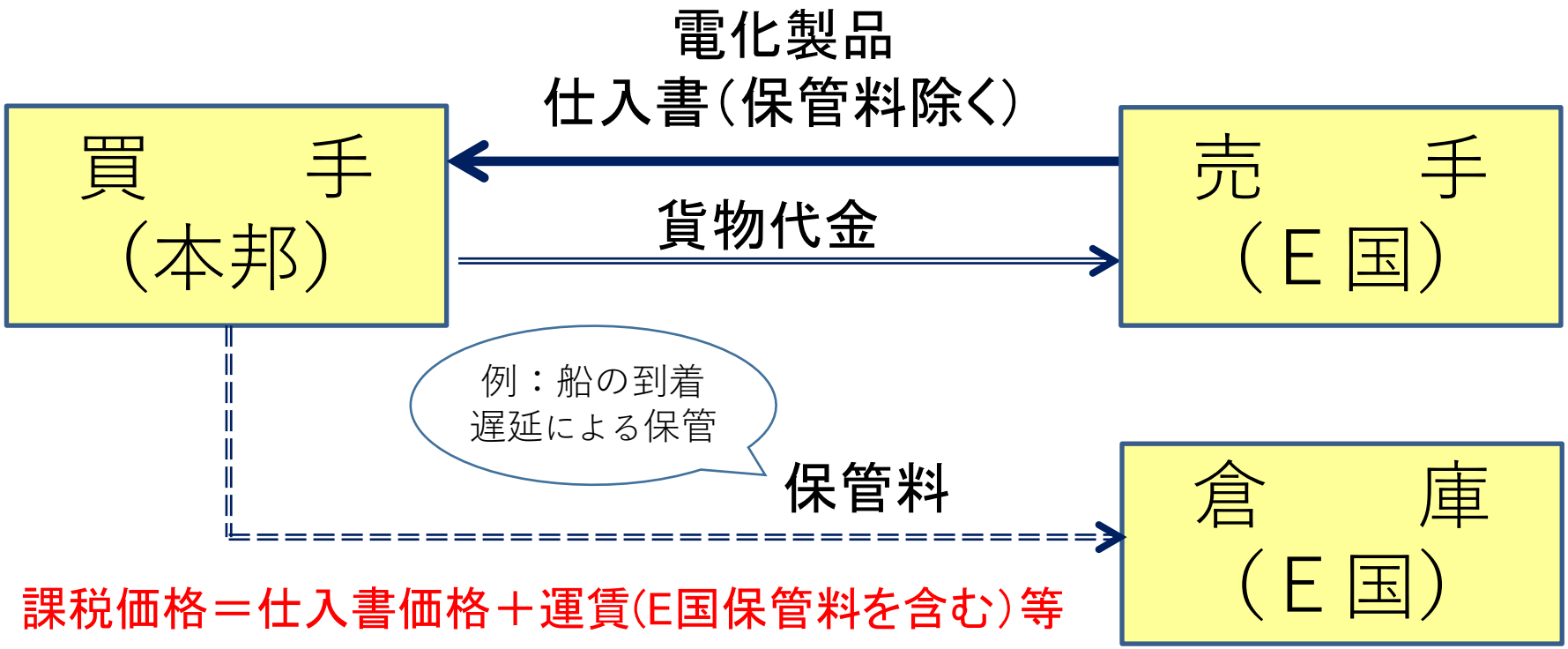

課税価格＝仕入書価格＋運賃(E国保管料を含む）等

関税定率法第４条第１項
関税定率法基本通達４−２、同基本通達４－８
関税評価に関する取扱事例について　事例11

【事例8】 売手に支払う輸入貨物の検査費用

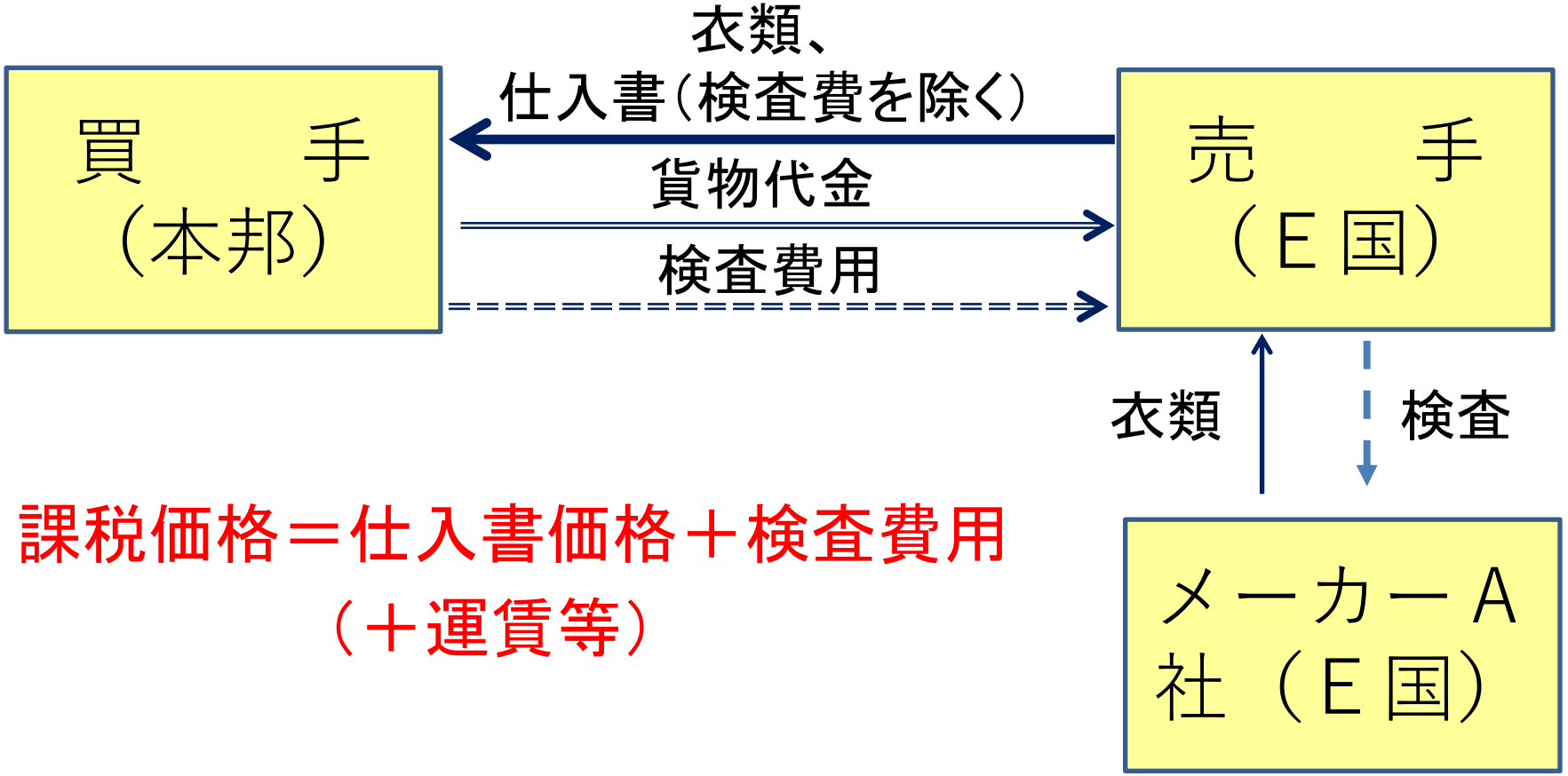

課税価格＝仕入書価格＋検査費用
（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４
関税定率法基本通達４－２(1)、４－２の３(1)
「質疑応答事例」（現実支払価格に含まれる費用）事例13

【事例9】 買手の依頼を受けた検査機関が行う検査に要した費用

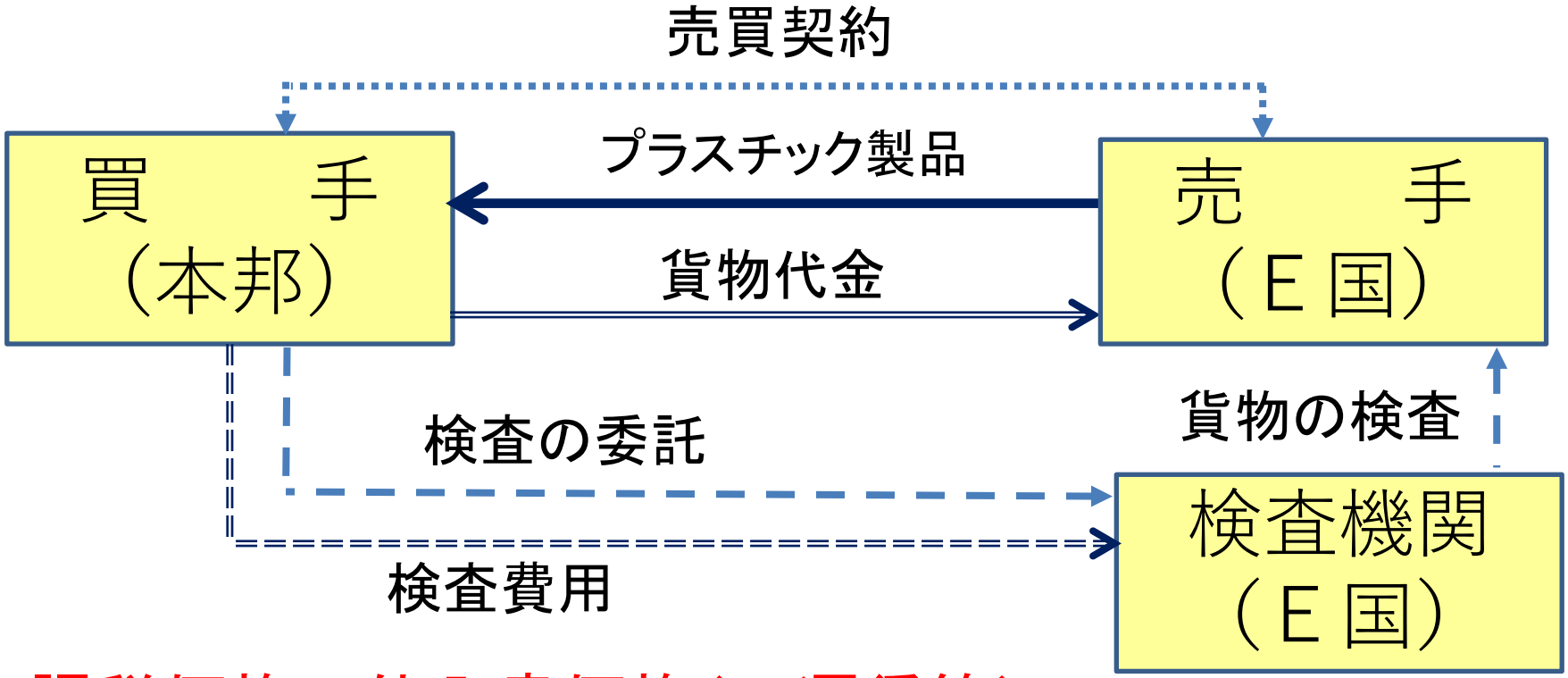

課税価格＝仕入書価格（＋運賃等）

関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４
関税定率法基本通達４－２(1)、４－２の３(2)
「質疑応答事例」（現実支払価格に含まれない費用）事例9

ご清聴ありがとうございました。

関税評価に関する個別のご質問・ご照会は、
大阪税関業務部首席関税評価官部門　に
お問い合わせください。

Tel　０６－６５７６－３３５８

インターネットメール：osaka-hyoka@customs.go.jp